

平成 31 年 3 月

江南市議会建設産業委員会会議録

3月8日

議 題

- 議案第6号 江南市都市公園条例の一部改正について
- 議案第7号 江南市道路占用料条例の一部改正について
- 議案第8号 江南市公共用物の管理に関する条例の一部改正について
- 議案第9号 江南市下水道条例の一部改正について
- 議案第10号 江南市水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第11号 江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第25号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第26号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第9号）
- 第1条 歳入歳出予算の補正のうち
- 経済環境部
- の所管に属する歳入歳出
- 都市整備部
- の所管に属する歳出
- 第2条 継続費の補正
- 第3条 繰越明許費の補正のうち
- 道路整備事業（市道北部第117号線）
- 布袋駅東複合公共施設整備（用地取得）事業
- 交通結節点整備事業（布袋駅東地区）
- 布袋駅付近鉄道高架化整備事業
- 都市計画道路整備事業（江南通線）
- 布袋地区都市再生整備計画事業評価事業
- 第4条 地方債の補正
- 議案第36号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第10号）
- 第1条 歳入歳出予算の補正のうち
- 経済環境部
- の所管に属する歳入歳出

第2条 繰越明許費の補正のうち

産地パワーアップ事業

議案第28号 平成30年度江南市水道事業会計補正予算（第4号）

議案第29号 平成31年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

経済環境部

都市整備部

水道部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費のうち

農業振興地域整備計画改定事業

第3条 地方債のうち

水質保全対策事業（昭和用水地区）

震災対策農業水利施設整備事業（中般若地区）

水環境整備事業（宮田導水路地区）

街路改良事業

道路改良事業

鉄道高架化整備事業

議案第31号 平成31年度江南市公共下水道事業特別会計予算

議案第32号 平成31年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算

議案第35号 平成31年度江南市水道事業会計予算

出席委員（6名）

委員長 安部政徳君 副委員長 稲山明敏君

委員 宮地友治君 委員 野下達哉君

委員 掛布まち子君 委員 伊藤吉弘君

欠席委員（1名）

委員 尾関健治君

委員外議員（1名）

議長 牧野圭佑君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 松本朋彦君 議事課長 石黒稔通君
主任 前田裕地君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

経済環境部長 武田篤司君

都市整備部長兼危機管理監 野田憲一君

水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長
古田義幸君

商工観光課長 山田順一君

商工観光課副主幹 横山敦也君

商工観光課副主幹 駒田直人君

農政課長 菱川秀之君

農政課副主幹 岩田浩和君

農政課副主幹 青山裕泰君

環境課長 阿部一郎君

環境課主幹 牛尾和司君

環境課副主幹 青山守君

環境課副主幹兼環境事業センター所長
横川幸哉君

都市計画課長 石坂育己君

都市計画課統括幹	堀 尾 道 正 君
都市計画課主幹	小 島 健 君
都市計画課副主幹	尾 関 高 啓 君
都市計画課副主幹	鈴 木 勉 君
都市計画課副主幹	小 池 浩 司 君
都市計画課副主幹	加 藤 考 訓 君
土木課長	沢 田 富美夫 君
土木課主幹	酒 匂 智 宏 君
土木課副主幹	吉 本 晴 永 君
建築課長	梅 本 孝 哉 君
建築課副主幹	源 内 隆 哲 君
防災安全課長兼防災センター所長	大 岩 直 文 君
防災安全課主幹	松 本 幸 司 君
防災安全課副主幹	古 川 雄 一 君
水道部下水道課長	伊 藤 達 也 君
水道部下水道課主幹	夫 馬 靖 幸 君
水道部下水道課副主幹	柴 垣 伸 道 君
水道事業水道部水道課主幹	村 瀬 猛 君
水道事業水道部水道課副主幹	今 枝 寛 君

○委員長 皆さん、おはようございます。

始める前に、尾関健治委員、体調不良できょう欠席ということでございますので、御報告させていただきます。

では、ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

委員の皆様、また当局の皆様、建設産業委員会に御出席くださいますありがとうございます。本日の委員会に付託されました議案は14議案ありますので、どうか慎重審議、最後まで御協力をお願いいたします。

では、当局から御挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る2月25日に3月定例会が開会されて以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○委員長 ありがとうございます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第6号 江南市都市公園条例の一部改正についてを初め14議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順については、付託順により行いますが、追加提出されました議案第36号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第10号）については、議案第26号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第9号）の審査終了後に引き続いて行うこととさせていただきたいと思っております。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑、答弁とも簡潔・明瞭をお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、

委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれの担当の議案のときに出席していただき、その間は退席していただいても結構です。

議案第6号 江南市都市公園条例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第6号 江南市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市計画課長 都市整備部都市計画課所管の平成31年議案第6号 江南市都市公園条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

議案書の22ページをお願いいたします。

江南市都市公園条例の一部を改正する条例（案）を掲げております。

参考といたしまして、議案書の23ページから25ページに新旧対照表を掲げております。

補足して説明はございません。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

○掛布委員 1人1ラウンド100円が2ラウンド100円ということで、半額にしているのはいいかなと思うんですけども、占用利用2時間につき4,000円というのを新しく設けてもらっているわけですけども、ちょっとお尋ねしたいんですけど、これ、大体1ラウンド回るのに何時間、1時間ぐらいで回るんですか、もっと短い時間で回れるものなんでしょうか。

○都市計画課長 大体1ラウンド1時間ほどということでございます。

○掛布委員 そうすると、2時間ではグループで使って2ラウンドはできるということなんですけど、占用利用ということになると、この占用利用をさ

れている間、一般の人は使えないことになるわけですがけれども、今はちょっとどういう利用の申し込みの仕方になっているか、ごめんなさい、ちゃんと把握していないんですけれども、パークゴルフ場というのは、その時間単位で個人利用の方も区切っているわけじゃないと思うんですね。行きたいときに行って、適当にやって、ふらっと帰るというふうだと思うので、こういうふうには占有利用2時間というふうにすると、その占有利用されている時間に来られた方は、その時間は入っていけないということになってしまうので、どういう対応をされるのかなというのが気になるんですけれども。

○都市計画課長　　そもそも今回、占有利用を設けた理由ということでございますが、実態として、現在は個人利用の枠しかないものですから、例えば大会を開催する場合に当然個人利用の方も利用できると。しかし、そういう中で、大会の運営のほうにもやっぱり多少なり支障がありますし、個人利用の方もなかなかうまく使えないというようなこともありまして、今回こういった占有利用を設けたということでございますので、占有利用を設けた限りは、その時間帯は、当然ですけれども、個人利用の方は使えないということで運営をしていきたいというふうに思っております。

○掛布委員　　そうすると、この時間帯は予約で埋まっているから来ても使えませんよというのを、来られてだめだというんじゃないかと、来る前にわかるような、そういった周知方法というのをとらないと、ちょっとトラブルのかなあというのがあるんですけど、そういう準備はあるんですか。

○都市計画課長　　1カ月前よりホームページで紹介しておりますし、現地でも張り紙等で周知していくということでございます。

○委員長　　ほかにありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時39分　　休　憩

午前9時39分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 6 号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 7 号 江南市道路占用料条例の一部改正について

- 委員長 続いて、議案第 7 号 江南市道路占用料条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 土木課長 平成31年議案第 7 号 江南市道路占用料条例の一部改正について説明させていただきます。土木課でございます。

恐れ入りますが、議案書の26ページをお願いいたします。

平成31年議案第 7 号 江南市道路占用料条例の一部改正についてでございます。

27ページには、江南市道路占用料条例の一部を改正する条例（案）を、続いて28ページには、江南市道路占用料条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 42 分 休 憩

午前 9 時 42 分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 7 号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号 江南市公共用物の管理に関する条例の一部改正について

- 委員長 続いて、議案第8号 江南市公共用物の管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 土木課長 それでは続きまして、平成31年議案第8号 江南市公共用物の管理に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の29ページをお願いいたします。

29ページには、平成31年議案第8号 江南市公共用物の管理に関する条例の一部改正についてでございます。

30ページには、江南市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例（案）を、続きまして31ページには、江南市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時44分 休 憩

午前9時44分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第8号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号 江南市下水道条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第9号 江南市下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長 平成31年議案第9号 江南市下水道条例の一部改正について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の32ページをお願いいたします。

32ページには提案理由、33ページには江南市下水道条例の一部を改正する条例（案）でございます。

はねていただきまして、34ページには江南市下水道条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げてございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 下水道料金を2%上げることになった場合、消費税分を。年間、下水道料金の収入あるいはその他の収入の、半年で幾らを見込んでいるのかということと、あと、この上がることによって、下水道会計としてのいろいろな支払いの費用の増加分というのは、半年で幾らぐらいを見込んでおられるかということと、下水道会計として消費税分を納税しているかどうかというのをちょっと確認させてほしいんですけど。

○水道部下水道課長 下水道使用料といたしましては、一般家庭の4人世帯のモデルとして、2カ月50立方メートルを排出したと仮定した場合、消費税改正前の8%では5,184円でございますが、改正後の10%では5,280円となりますので、2カ月で96円となります。掛布委員の御説明で半年でということになりますと、約288円の負担が各家庭のほうで増額という形になりまして、

年間で576円の負担増という形になります。

そちらのほうで、下水道の使用料のほうの歳入になりますが、こちらのほうも、平成29年度決算の見込みでいきますと、下水道使用料は2億7,775万円でございまして、そのうち消費税額は2,058万円でございました。消費税率が10%となりますと、平成29年度ベースの決算でいきますと、消費税額は2,573万円となりまして、515万円の負担増となると想定されます。

済みません、もう一度ちょっと後の質問を。

○掛布委員 下水道会計としてどれぐらい消費税分を納税しているのか。

○水道部下水道課長 あくまで消費税というものは、費用・損失という取り扱いではなくて、仮受金・仮払金という性質のものになります。増収分より支出増が多い場合には、その分の消費税の納税額が減る、もしくは還付の場合は還付がふえるということになりますので、基本的には預かり金という形になりますので、下水道会計としましては、基本的には消費税の改正に伴う影響はないものというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○掛布委員 よくわからない答弁だったんですけど、結局、いわゆる支出分というか、消費税を払う分のほうが多いので、いわゆる消費税を還付されるという、そういうことになってしまっているということなので、結局、払うことにはなっているけど、実際は払っていないという、そういう意味なんですか。

○水道部下水道課長 下水道使用料のほうで8%から10%に値上げという形になりますが、下水道の事業費の工事費のほうでも8%から10%の支出となります。こちらの工事のほうが多額になるということで、消費税は還付を受けているような状況でございまして、そちらのほうの還付額が10%に上がると多少増額という形になりますが、工事の支出のほうでも8%から10%になった分を支払う形になりますので、あくまで江南市の下水道会計としては変わらないというような状況でございます。

○野下委員 33ページの使用料の算定に関する経過措置というのがあって、その2番目なんですけど、これをちょっと説明していただけますか。

○水道部下水道課長 下水道使用料の経過措置につきましては、こちらのほ

うは10月1日施行日という形になっておりますが、下水道のほうの使用料の賦課という形で、2カ月に1回、水道料金と一緒に検針して徴収するわけなんです。現在の徴収方法で、調1、調2という、2カ月にわたって、8月15日から9月15日、10月15日分の検針分に関しましては、従前の8%の税率で行わせていただくという形のもの、もう一つの地区で、調2と言われておる10月、11月検針分ですね、こちらのほうは9月15日、前回の検針から10月15日、11月15日の検針を踏まえたところに関しましても、8%の税率を適用させていただきたいというふうに考えております。

それで、この検針日というものが明確に、一斉に検針ができないものですから、まれに11月16日を経過した場合に、その1カ月分に関しましては10%というような可能性が出てくる形にはなろうかとは思いますが、こちらのほうも水道事業と協力いたしまして、こちらのほうも11月15日、8%のまま経過措置で対応できるような形には、実際の業務のほうはちょっとお願いしてまいりますが、そちらの経過措置で出た場合の税率で、一部日割り計算をして、10%に料金を加算するということが記載してあるものでございます。

○野下委員　　そうしますと、11月15日を過ぎて、16日に検針になった場合は、日割りで10%にするということですが、そこも8%で今準用できるかもわからんという話だったんですけど、やっぱり10%で日割りにすると。

○水道部下水道課長　　こちらのほうに関しましては、11月15日から出た分ですね、15日から16日に出た分を一月とみなして、こちらのほうが10%の適用という形になりますが、実際問題はそういったことが起きないような形で取りたいなというふうには考えております。

○野下委員　　わかりました。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時55分　　休　憩

午前9時55分　　開　議

※ 後刻訂正発言あり

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号 江南市水道事業給水条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第10号 江南市水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 それでは、議案第10号について御説明申し上げますので、議案書の35ページをお願いいたします。

議案第10号 江南市水道事業給水条例の一部改正についてでございます。

36ページには、江南市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）を掲げております。

はねていただきまして、37ページ、38ページには、江南市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時57分 休憩

午前9時57分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号 江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 委員長 続いて、議案第11号 江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 商工観光課長 それでは、議案第11号につきまして御説明申し上げますので、議案書の39ページをお願いいたします。

議案第11号 江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、40ページから41ページには、参考といたしまして、江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例（案）を、はねていただきまして、42ページから46ページには、条例（案）の新旧対照表を掲げてございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 掛布委員 料金の改定がきっちり1円単位ではなくて10円単位になっているわけですが、これって税率のアップ分より上乗せしてちょっと便乗している部分とか、そういうことはないのでしょうか。

- 商工観光課長 一応その税率ですね、基本的に今の数字でございますけれども、108分の110で計算をした上で、10円未満の端数は切り捨てて今回上げておりますので、よろしくをお願いいたします。

○掛布委員　　あと、指定管理者への影響を心配するわけですが、結局、いわゆる消費税の支払い分というか、消費税分の負担が指定管理者のほうにかかってきちゃうので、本来だったらその部分を、指定管理料を上げてあげるといようなことをしないと、指定管理者の収益というか、そういうのが悪化するのではないのかなあと心配しているんですけども、どんなふうに考えればいいですか。

○商工観光課長　　今回、ちょうどこの4月から指定管理者の継続ということでお願いができました。そうした中で、4月のこの指定管理者の公募時点におきましても、既に平成31年10月1日から消費税が10%になるように想定した上で、収支計画を立てて指定管理料の提示をしてもらっていますので、よろしく願いいたします。

○掛布委員　　もう10%に上がってもいいように、そういう提案をしてきているから大丈夫というふうに市は考えていると、そういうことなんですね。わかりました。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時02分　　休　憩

午前10時02分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号　市道路線の認定及び廃止について

○委員長 続いて、議案第25号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長 平成31年議案第25号 市道路線の認定及び廃止についてでございます。

恐れ入りますが、議案書の120ページをお願いいたします。

平成31年議案第25号 市道路線の認定及び廃止についてでございます。

右側の121ページから122ページには認定路線調書を、123ページから131ページに認定路線図を、それから132ページから133ページには廃止路線調書を、続きまして134ページから139ページには廃止路線図を掲げております。なお、140ページから142ページには認定・廃止の理由を掲載した参考資料をつけております。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時05分 休 憩

午前10時05分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第25号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第9号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

の所管に属する歳入歳出

都市整備部

の所管に属する歳出

第2条 継続費の補正

第3条 繰越明許費の補正のうち

道路整備事業（市道北部第117号線）

布袋駅東複合公共施設整備（用地取得）事業

交通結節点整備事業（布袋駅東地区）

布袋駅付近鉄道高架化整備事業

都市計画道路整備事業（江南通線）

布袋地区都市再生整備計画事業評価事業

第4条 地方債の補正

○委員長 続いて、議案第26号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第9号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、経済環境部の所管に属する歳入歳出、都市整備部の所管に属する歳出、第2条 継続費の補正、第3条 繰越明許費の補正のうち、道路整備事業（市道北部第117号線）、布袋駅東複合公共施設整備（用地取得）事業、交通結節点整備事業（布袋駅東地区）、布袋駅付近鉄道高架化整備事業、都市計画道路整備事業（江南通線）、布袋地区都市再生整備計画事業評価事業、第4条 地方債の補正を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳出歳入一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくをお願いします。

最初に、経済環境部環境課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○環境課長 環境課所管の補正予算について御説明をさせていただきます。
議案書の154、155ページの中段をお願いいたします。

4款2項1目清掃費の愛北広域事務組合関係事業、その下の江南丹羽環境

管理組合関係事業、はねていただきまして、156ページ、157ページの上段、尾張北部環境組合関係事業でございます。

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　157ページの備考のところに、備考というか、備考じゃなくてもいいんですけど、新ごみ処理施設の建設費負担金の減額、少ないですけども、建設費の負担金が何で減るのかなあとこののを、ちょっと理由を説明していただけたらと思います。

○環境課長　組合予算におきまして、ごみ処理方式等検討支援業務委託料の減額、それから廃棄物処理施設技術支援委託料の減額、物件調査委託料の減額があったことに伴いまして、今回、補正減をお願いしたということでございます。全て執行見込みの整理が組合予算でされたということです。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて農政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○農政課長　農政課が所管する補正予算について説明させていただきます。

歳入につきましては、150、151ページをお願いいたします。

下段の20款1項3目農林水産業債、説明欄の水環境整備事業債（宮田導水路地区）におきまして減額補正をお願いするものでございます。

歳出につきましては、156、157ページをお願いいたします。

下段の6款1項1目農業費でございます。157ページ説明欄にございます宮田導水路上部整備事業におきまして減額補正をお願いするものでございます。

なお、第4表の地方債補正につきましては、147ページに掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひをいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて都市整備部土木課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長 土木課の補正予算について御説明申し上げますので、議案書の158ページ、159ページ上段をお願いいたします。

8款2項1目道路橋りょう費でございますが、159ページの説明欄をお願いいたします。道路整備事業（市道北部第117号線）におきまして、7,549万4,000円の繰越明許費をお願いするものでございます。

なお、3月補正予算説明資料の9ページに箇所図を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 北部第117号線の繰越明許なんですけれども、民間業者ののり面のかさ上げの要望でおくれてきて、大分御苦労されたみたいなんですけど、これって、最初のいわゆるここを整備していくという段階で、民間事業者との協議というのはやられなかったんでしょうか。後から何か言ってこられて、こういうふうにおくれていくというのは、ちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですけれども。

○土木課長 まず、国とのやりとりの中で、平成28年度の測量とか設計の中で協議を進めておりました。それから、平成29年度にもう一度その内容について十分に国とのやりとりの中でやっておる中で、秋ごろということで、個人の事業者のほうから土盛りをしたいというような要望がありましたので、その時点から、予算が平成30年度につく以前の段階です。ただ、それが遅いのか早いのかとなると、ちょっとその辺は、国との協議が結構長引くもんですから、どうしようもなかったのかなというふうには思っております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○土木課長 言い忘れました。

平成28年のときに境界立ち会いをやっておりますので、業者はその時点で

はわかっておりますので、工事をやることは。ただ、その自分の敷地内をどういうふうに計画するのかは、平成29年の秋ごろ、やりたいという意思を示されたということでございます。

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて都市計画課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 都市計画課長 都市整備部都市計画課所管の一般会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の146ページをお願いいたします。

最上段の第2表 継続費補正として、8款4項都市計画費に布袋地区都市再生整備計画策定事業を、その下、第3表 繰越明許費補正として、8款4項都市計画費に布袋駅東複合公共施設整備（用地取得）事業、交通結節点整備事業（布袋駅東地区）、布袋駅付近鉄道高架化整備事業、都市計画道路整備事業（江南通線）、布袋地区都市再生整備計画事業評価事業を掲げております。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げますので、158ページ、159ページをお願いいたします。

中段の8款4項1目市街地整備費は、1,284万6,000円の増額補正及び繰越明許費の補正をお願いするもので、162ページ、163ページ上段まででございます。

内容につきましては、それぞれ右側、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

なお、平成30年度3月補正予算説明資料の10ページから13ページまでに、それぞれ位置図を掲げております。

補足して説明はございません。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 掛布委員 161ページの下段にあります都市再生整備計画の継続費の変更なんですけれども、以前もありました新図書館が布袋駅東に来るということ

で、国の都市再構築戦略事業の交付金で、事業費の半額、国から交付金をとってくるためにアンケートをとらなきゃいけないと。それがこの都市再生整備計画の中に入れ込むことになったので増額されたけど、また今回、年度割を変えて、平成31年度のほうに重点を移していくということで、その新図書館に関しての費用対効果というか費用便益比を市民に聞くアンケートをするという、それをこの都市再生整備計画の策定の中でやっていくということが非常に気になっていて、このアンケート結果で悪い結果が出る、要するに市民がそんなに新図書館のために税金を負担したくないとか、新図書館に対する期待値が市民の中で盛り上がってこないと、アンケート結果が悪い結果になったら、交付金が出るぞと思って、布袋駅東に移すぞということで今進んでいるけれども、ふたをあけたら、もう交付金は一切出ませんと、そういう結果にもなりかねない重大なアンケートかなと思うんですけども、そのアンケートをこういうふうに繰り延べした理由というのを、平成31年度のほうに送っちゃった、その実施がすごいおくれるわけですけども、そのおくらせた理由というのをもう一回説明していただきたいと。

○都市計画課長 アンケートをおくらせた理由ということでありますけれども、受託者のほうといろいろ打ち合わせをする中で、7月に予定をされております複合公共施設の実施方針の公表、それと要求水準書案の公表の以降にアンケートを実施したほうがいいんじゃないかというようなこともありまして、当初予定よりおくらすということで、時期的には8月を予定しております。

○掛布委員 そうしますと、いわゆるこの複合公共施設の実施方針とか要求水準書案が広く公表されたのを、このアンケートをつくる事業者ですね、どこの業者かちょっとわかりませんが、受託している事業者がそれをよくかみ砕いてとか、市民の方が読んで、こんな図書館ができるとかこんな複合公共施設ができるなということがわかるような内容をアンケートの中に盛り込んで、それを市民にばあっと配って回収するという、そういうことなんでしょうか。

それで、どの範囲に、何人ぐらいアンケートをとるのかということと、そのアンケートで国が求めている期待値、この図書館のために補助金を出すよ

という基準として使おうとしている市民の期待値は、どういうふうにアンケートの中でとっていったって、数値で示そうとしているのかというのをもうちょっと説明していただきたいんですけども。

- 都市計画課長 アンケートにつきましては、現在作成中ではありますが、いわゆる図書館の機能とか、そういったものをどこまで細かくアンケートに盛り込むかというのは現在検討中ではありますが、アンケートでございまして、余り細かい内容ですとやっぱり回収率も落ちてくるかと思っておりますので、基本的にはこの複合公共施設にどういった施設ができるんだというようなものをアンケートとして実施していきたいというふうに考えております。

地区につきましては、今のところ布袋地区を想定しております。アンケートにつきましては500世帯を想定しております。

- 掛布委員 布袋地区だけに500世帯というと、かなり少ない、ちょっと少な過ぎますよ。それで回収率が40%ぐらいだったら、本当にたった200人の意見を聞いただけみたいになってしまうし、いわゆる税金として、国として交付金を出す。布袋地区の図書館じゃないので、市民全体の図書館なので、やっぱり公平・公正に市民全体にとっていかないと、市民全体にとると結果は悪くなるだろうと思っておりますが、そうしないと何か調子いい結果を出そうということがかなり見え見えのアンケートの実施で、どんな実施方法でも国はオーケーというふうになるんでしょうか。

- 都市計画課長 今回のアンケートの数とか地区等につきましては、今後、県や国と協議する中で決めていきたいというふうに思います。

アンケートをやる前に、また議会のほうにもこういったアンケートをやるということで御説明をしたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

- 掛布委員 7月に実施方針が公表されて、それを受けて8月にアンケートを実施するということになると、それを回収して、分析をして、国の交付金がとってこられるかどうかということになると、国の交付金が出るかどうかというのはいつの段階でめどが立つんでしょうか。

- 都市計画課長 今回、この費用対効果、B/Cを実施するんですが、これは、今の図書館を中心拠点、布袋の地区へ持っていくというようなことで、

都市再構築戦略事業というのを活用して交付金をとりにいくわけなんですけれども、そもそもこのB/Cの算出結果というのが、交付要件として用いるということは想定していないということです、この結果が仮に悪い結果が出て、それは実際に交付要件とはなっていないということです、交付金は活用できるというふうに考えています。

[発言する者あり]

○都市計画課長 それは、もう要件としてやらないといけないということですね。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○野下委員 今の話は、交付金をとるためにアンケートを、内容云々というのではなくて、どうもそのアンケートは実施をするというのが一つの条件になっておるということですよ。

多分、掛布委員が言われたいのは、どういう内容の図書館にしたいかというのが、市民の意見が聞けるかと、その辺じゃないかなと僕は勝手に思うんですけど、その辺については、市民の方もいろいろな御意見が、賛否両論あって、いろんなやっぱり御意見もあると思います。いろんなところへ視察に行くと、近代的な機能を持った図書館だったりとか、あるいは従来の図書館だったりとか、千差万別あるわけでありますので、その辺はこれからしっかりと考えていただきながら、市民の方にとってどういう図書館が一番いいのかとか、あるいは今までいろんな議論がされておりますので、どういう内容がいいのかとか、そういったことも子細・委細に考えていただいて、進めていただければと私は思います。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員 鉄道高架化整備事業の繰越明許についてお聞きしたいんですけど、市道東部第439号線の資料の12ページですけども、その12ページの資料の繰越明許箇所図というのを見ていると、第439号線の地図があって、その中に、左のほうですね、石仏14号踏切からちょっと右のほうへ行ったところに追加施工範囲とか未施工範囲という表現があるところがあるんですけど、これはどういう意味なんですか。

○都市計画課統括幹 まず追加施工範囲につきましては、こちらの部分は平

成31年度末の鉄道高架化事業の完成に合わせ整備する計画でございまして、この追加施工範囲、こちらの範囲につきましては、次期工事で着手するまでの期間が短く、既設側溝に暫定的に接続することを考えておりまして、この施工箇所の側溝工事というのは考えておりませんでした。しかし、鉄道高架化事業の完成が平成31年度末から平成33年度末に延伸となることで、この箇所の工事時期が延びることになりましたので、暫定的な接続を取りやめまして、側溝工事を追加させていただいたものでございます。

あと未施工工事につきましては、こちらの箇所は排水路整備として地下にボックスカルバートを施工する計画がございましたが、道路の整備を高架完成に合わせて整備する計画でございましたので、施工可能な格子を当初予算で予定しておりました。こちらでも鉄道高架の完成が伸びることによりまして、このボックスカルバートの施工との調整をした後に着手するというところで、今年度、予定の格子を未施工とさせていただいたものでございますので、よろしく願いいたします。

○掛布委員　その未施工のところのボックスカルバートを入れるというのは、いわゆる新年度予算のほうで出てくる市道東部第280号線をぐっと南に延伸して、そこに排水路を入れる、その延長でここに到達すると、そういうことですか。

○都市計画課統括幹　はい、そのとおりでございます。

○委員長　ほかに質疑ございませんか。

○野下委員　説明資料の12ページのところですけど、市道東部第439号線の道路改良が、これだけ用地取得とか、拡幅されるわけでありましてけれども、前からちょっと、この工事自体にも関連するんだけど、前からちょっと言っているんですけど、ここが開通すると当然交通量も多くなってくるんですけど、ここをずうっと東に行ったところの、結局、江南岩倉線ですか、ここに行くわけですが、ここを実際に利用した場合、右折が非常にこれはしにくい道路だと思うんですよね。今もそうですけど、特に朝なんかは、大体これ、右折は入っていけないと思うんですね。ここら辺は何か、交渉とか、警察関係とか、そこら辺は部署が違うんですかね。何かそういう関係とかは、考えていらっしゃるの、部署が違いますかね。

○都市計画課統括幹 委員御指摘のとおり、たしか去年のこの予算のときにも御指摘をいただきまして、実際に施工する段階におきまして警察と協議をしてまいりますというふうにお答えさせていただいたとおりで、今後、用地の獲得ができて、工事を着手する場合におきまして、警察と協議して工事を進めてまいりたいと考えております。

○野下委員 これからということですね。

○都市計画課統括幹 はい。事前にはやっておって、信号がつくかどうかということに関しましては、なかなか難しいという協議の結果にはなっております。それで、実際の形態については、利用がしやすいような形がどういうふうになるかは、今後、協議をしてまいりたいと考えております。

○野下委員 実際に利用されている方は多分そうなると思いますので、これはぜひ何かの改善方法を見つけていただくとスムーズに流れていくんじゃないかと思いますので、改めて、要望になりますけど、お願いしたいと思えます。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○委員長 暫時休憩いたします。

午前10時34分 休 憩

午前10時35分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

○掛布委員 159ページの布袋駅東複合公共施設の用地取得の繰越明許ですけども、本会議のところとか一般質問の中で、12筆の繰越明許ということなんですけれども、実際はもう既に地主1人以外の皆さんの地主合意はできているということなんですけど、この繰越明許になっているのは、まだ実際にいわゆる契約には至っていないということなんです。

○都市計画課長 繰り越しの内容でございますけれども、基本的には契約できていないものなんですけど、そのうちの繰越明許の中に、既に契約はできておるんですけども、物件の移転ができていないものがありまして、その完了払い分ですね、そちらのほうはあわせて繰り越しをさせていただいております。

○掛布委員　もう一回確認したいんですけど、そうすると、現時点でまだ地主の合意がとれる見込みがないところは、何筆、何平方メートル、予算でいくと幾ら分の土地が、地主1人何筆ということ。

○都市計画課長　先ほど申しあげましたように、12筆のうちの1筆は物件移転が完了していないということですので、残りの11筆ですけれども、10筆は既に合意はいただいております。こちらのほうは、契約のほうは4月を予定しております。ですので、残りは1筆ということで、こちらのほうはまだ合意が得られておりませんので、余り期間がありませんけれども、鋭意努力して契約がとれるように進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○掛布委員　残りの1筆の広さというのはどれだけなのでしょう。

○都市計画課長　419.5平方メートルですね。

○委員長　ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時38分　休　憩

午前10時38分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第26号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時42分　休　憩

午前10時51分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次の議案に入る前に、議案第9号について、当局より答弁訂正の申し出が

ありましたので、これを許可します。

- 水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 貴重なお時間をいただきまして、申しわけございません。

議案第9号 江南市下水道条例の一部改正の中の野下委員の御質問の中で、答弁に誤りがありましたので、訂正させていただきます。

- 水道部下水道課長 まことに申しわけありません。

先ほどの議案第9号 江南市下水道条例の一部改正の中で、私の答弁の中で日割り計算ということ述べさせていただいた部分がございましたが、正確には月割り計算になります。

こちらのほうにつきましては、10月1日をまたぐ検針分につきましては、ほぼ8%の消費税という形になりますが、例外的に、そちらのほうが前回の検針から3カ月をまたぐ日数の検針日になりますと、3カ月という形になりますので、3分の2は8%の消費税、残る3分の1につきましては10%の消費税という形になりますので、おわびして訂正申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第36号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第10号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

の所管に属する歳入歳出

第2条 繰越明許費の補正のうち

産地パワーアップ事業

- 委員長 続いて、議案第36号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第10号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、経済環境部の所管に属する歳入歳出、第2条 繰越明許費の補正のうち、産地パワーアップ事業を議題いたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、経済環境部農政課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 農政課長 農政課が所管する補正内容について御説明をさせていただきます。

歳入につきましては、8ページ、9ページをお願いいたします。

中段の14款2項4目農林水産業費県補助金、説明欄の園芸農産振興・農産物流通対策事業補助金におきまして増額補正をお願いするものでございます。

歳出につきましては、12ページ、13ページをお願いいたします。

上段の6款1項1目農業費でございます。13ページの説明欄でございます。農業者経営安定化事業におきまして増額補正をお願いするものでございます。

なお、事業概要につきましては、18ページに掲げてございます。

また、繰越明許費につきましては、5ページの上段に第2表 繰越明許費補正を掲げてございます。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いをいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 掛布委員 18ページの説明資料を見ながらお聞きしたいんですけども、この合計786万8,000円の事業費をJA愛知北に補助するという事業ですけども、JA愛知北としては、これに自分のところの何らかの資金を追加でして、こういった事業をやっていくと、そういうことなんでしょうか。この事業費全体がこの額にとどまるという、そういうことなんでしょうか。

- 農政課長 JAが実施する事業につきましては、この18ページの中で、補助対象内容、下段の(2)に掲げております。この事業を全部足しますと2,146万6,000円でございます。愛知県の補助は、そのうち3分の1を補助するというので、715万4,000円を補助いたします。江南市は、その県の補助金に対しまして10分の1を補助するとしまして、71万4,000円でございます。

- 掛布委員 そして、その補助対象内容が、ネギの保冷用の冷蔵庫であったりとか、栽培ハウスであったりとか、収穫機の購入ということで、JA愛知北としては、これらを共同でというか、JA愛知北が栽培ハウスをつくったり保冷用冷蔵庫をこれで整備をしたりしても、実際に使う農業者の方にとっては、やっぱり個人の自分のところで使ったりできなければ意味がないわ

けで、一々 J A まで来てネギを冷蔵庫に入れたりするために、行くわけにいきませんので、実際 J A としては、これらの補助対象内容のものを農業者に貸し出す、そういうことを想定されているのでしょうか。

○農政課長　この中の 3 つの事業の中で農業者に貸すのは、ネギ収穫機を貸します。農家は、今それぞれ 4 台、個人の所有として保有しておるんですけど、老朽化してかなり修繕があつて、また買うにしてもどれだけ続けられるかわからないというところで、J A が今回この事業を使って買って、農家にお貸しをするということでございます。

あとネギハウスにつきましては、これは J A のほうがやられます。

あと冷蔵庫につきましては、農家は収穫するんですけども、週末に土・日に合わせてかなり負担がかかった形で収穫をして小売しているという状況の中で、冷蔵庫を使うことによって、週末だけ忙しくならなくて、ほかの曜日でも収穫すれば、冷蔵庫に保管すれば需要に合った供給ができるということで、冷蔵庫は、J A のほうが導入するというところでございます。

○掛布委員　冷蔵庫は、J A が備えつけて、そこに一々入れに来て、また出しに行くという、そういうことなんですか。

○農政課長　現在も、農家は収穫をして、J A の出荷場のほうへ卸しております。

○宮地委員　このパワーアップ事業でこれだけの資金を投入するということは、やはり今農業に従事している人がかなり高齢化している。高齢化しているがために、こういった補助を出してということなんだけど、だけど根本的なところは、やはり農業従事者の確保に対しての補助金であればいいんだけども、ただ機械的なものに対しての補助金というのは、余り生産能力というのかな、こういう産地のパワーアップに余りためにならないんじゃないかなあと思うんだけども、実際、じゃあ農業者が高齢化してきたら、こういう機械なんかはもうまるっきり使い道がなくなっちゃうし、すぐに。そういう点はどういうふうに考えてみえるのかな、農業の従事者に対して。

それから、農協が若手を育成していくという事業はないのか、あるのか、ちょっと聞きたい。

○農政課長　今回、ネギ収穫機を導入するということなんですけども、最

初は貸すということで事業を進めておくんですが、最終的には収穫も受託したいと。高齢化に伴って、収穫作業というのはやっぱりかなり重労働な作業になりますので、そこもJAが受託をしていきたいということを考えております。

これからの人材育成につきましては、今回、この産地パワーアップ事業を使うことによって生産性が上がるわけですね。その生産性が上がれば、やっぱり農業にも魅力を感じる方がふえるんじゃないかというふうにも思っておりますし、市としても、ことし1月に江南市農業振興アクションプランを策定して、この中で農業従事者の高齢化に対しましていろんな取り組みを考えております。その一つに、ことし当初予算でお願いする農業教室だとか、そういったことで農業に触れ合える機会を使って、新たな担い手を探していきたいというふうにも思っております。

○宮地委員 決して、このネギの収穫機とか保冷用の冷蔵庫を導入したからって、生産性が上がるとはとても信じられないと思うんですけども、だから、育成ということに関しては、今やっていくというようなことを言われたんですけども、とにかく生産性を高めるには、絶対にもう今、高齢者ばかりになって、農業をやる人が本当に減っちゃっているんですね。それで、なおかつこんな機械で生産性を高めるということはある得ないことだと思うんです。

だから、もっと農協が会社組織や何かをつくって、そこで従業員を雇って、農業に従事する人をこれから育成していくということであれば、そういうものに対しての補助金の対象であれば、私はすばらしいことだと思うんですけど。

○農政課長 今回、ネギということで、江南市の野菜指定産地を受けている野菜ということで、江南市の作物のブランドということでもありますので、これがまた衰退していきますと、やっぱり江南市の農業はより一層衰退していく中で、やっぱりこういった事業を実施していかないといけないというところで、ネギの生産性を上げて、多くの方に買っていただくということでございますので、よろしく申し上げます。

○宮地委員 言っている意味はわからなくはないですよ。生産能力がこれで

上がらないと言っているの、私は。いいです。

○経済環境部長　　今、委員からお話がありましたように、いろんな視点から、今お話があったように、江南市の農業を振興・推進していくということでありまして、これはその一つです。今お話がありましたように、野菜指定産地の生産量も減少している。今お話がありましたように、生産者の高齢化だとか、そういうのに歯どめをかけたいということでこういう事業をやりますけど、一方で、今、課長がお話ししましたように、担い手育成ということで、1つは新規就農を今支援してやっているということもございますし、今回新たな生産者を開拓したいということで、市独自で、これはこれから農業を始める方ですけど、そういった方への支援ということで、新たに農業教室をやっているということで、いろんな面から、今お話があったように、高齢化は進んでいきますけど、また新しい担い手を獲得するとか、JAも法人化をして今取り組んでみえる部分もありますので、それはそれでまたやっておりますけど、今回はそういったいろんな施策の中の一つとして生産力を上げていきたいと。これはJAのほうも目標を立てて、一般質問でも方針を答弁させていただきましたけど、生産量をふやしていこうという取り組みの一つということで、今、委員おっしゃられるように、担い手育成というのはまた別の視点で、市のほうとしてはいろいろ取り組みをしていくということを考えておりますので、よろしく願いいたします。

○稲山委員　　実施期間が、これ、平成30年度から平成35年度までの5年間になっておるんだけど、今の話の内容を聞くと、これは別段、個人だろうが法人だろうが関係なく補助は受けられるの。

○農政課長　　補助の対象者は、農業者及び農業者を組織する団体等であれば受けられます。

○稲山委員　　そうした場合、ここに補助金をもらおうとする、あるかないか、ちょっとそれはわからないんだけど、個人でもやっておられる方がこういった機械なんかを買おうとかといったときに対する、この申請だとかそういった方法だとかというのは、農協がそういった農業をやっておられる方にきっちりと説明して、こういった事業があるんだよという説明なんかもこれはやられておるわけ。何か農協のためにやっておるだけの話みたいなんだけど、こ

れ。

○農政課長 農協は、ネギ部会というネギを生産する団体があるんですけども、そこには説明はしております。

○稲山委員 これはネギしかいかなの。大根とかそういうのはだめなの、これ。

○農政課長 一応、この補助を受けるに当たって、産地戦略というのをつくらなきゃいけないんですね。今、江南市の中でその産地戦略をつくっているのはネギしかなくて、ネギしか補助を受けられていないところであります。

今後、例えば大根と白菜ということで、その産地戦略、10年を展望として5年後の目標を掲げたような計画をつくれば、そういった補助金は受けられます。

○稲山委員 今のその農業何とか知らんプランというやつ、そこの中に、1番から3番だとかとって、ネギだとか、大根だとか、白菜だとかとって載っておるわけでしょう、それ。何でそれをやらんの。今の愛知県の中の順番か何か、生産量か何か書いてあるやん、そこに。

○農政課長 この愛知県のあいち型産地パワーアップ事業というのは、去年の12月に実は新たにできた補助制度でありまして、済みません、こちらをつくったときには、まだそういった話がございませんでしたので、その補助制度について、ここに盛り込むことがちょっとできなかったのが現状でございます。

○経済環境部長 今、課長が申し上げた産地戦略というのは、市があればなくて、愛知県、愛知北農業協同組合、市とその他農業関係団体が一体となってつくるもので、今回、江南市の場合はネギをそういう形でやっていこうということで、そういったものをつくりました。ですので、今回、この事業というのは県の補助金を受けるんですけど、その要件として、この産地戦略というのがあって、生産性を上げていくというものについて対象としましょうということでもありますので、今後、今お話があったように、江南市のそれ以外の野菜指定産地についても、そういうことで、またその産地戦略をつくるということになれば対象になりますが、現段階では、今ネギをやっていこうということで産地戦略がありますので、それに対して今回はこういった事

業を打っていくということになったということで、今後、期間は限定されていますけど、そういう動きがあれば、それも対象になってくると。現段階ではネギを、今、生産力を上げていくということで、先ほど申し上げたように、愛知県、愛知北農業協同組合、市等々で、そういうことで産地戦略をつくってやっていくということになっています。

それから周知につきましては、先ほどJAという話もありましたけど、農業委員会とか、それから土地改良区とか、そういった農業関係のところにも周知をしまして、そういった方が使えるような形で今後広く周知したいなと思っております。

○稲山委員　パワーアップ事業の中の今の話なんだけど、最初は、江南市の中の農産物の1点だけを出してこいという話なの、これ。ネギに決めたという、その決め方がよくわからんのだけど、江南市の産地を1つだけ決めて出してこいといって県のほうが言ってきておるの、これ。

要は、今、安良地区でも、何か農協があそこにつくっておるでしょう。あそこに大根を洗うやつだとか、そういったものを置いてやるとかという話をしておるわけでしょう。当然のことながら、確かにネギもそうなんだけど、大根の生産量も多くて、あれを洗ったりするというのは、物すごい手間がかかってやっておるわけだわね。それだけに特化するというのは。

できることなら、これは5年しかないんだけど、早急にそういった大根だとか白菜でもこういったパワーアップ事業を受けられるような体制をつくっていただくというような方法をとっていただいたほうがいいと思うんだけど。1本しかだめだと言えればそれまでだけ。

○農政課長　まず、その産地戦略というのがなぜネギだけかというのは、私もちょっと……。

○稲山委員　違う、違う。ネギだけじゃなくて、品種が1つだけしかだめなのかと言っておるの。ネギがだめだなんて、誰も言っていないです。

○農政課長　当然、ネギだけでは考えていなくて、やっぱり白菜、大根のほうも、農協のほうも今後推していきたいというふうには考えております。でするので、まずこの補助を受けるに当たっては、そういう産地戦略というものをつくらなきゃいけないもんですから、今後JAと協議しながら進めていき

たいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

- 稲山委員　だから、その産地戦略で1本の品種しかだめなのかと聞いておるの。ただそれを聞いておるわけだ。
- 農政課長　産地戦略は、品目は1本ということで載っております。
- 稲山委員　だから、それは県から決められておるということ。
- 農政課長　はい。
- 稲山委員　それなら、1つしかできへんで、ずうっと1つじゃないの。これからできへんということじゃないの。今からやっていきますと、そんなこと言えるわけないじゃん、最初から。
- 経済環境部長　今回つくった産地戦略はネギですけど、例えば大根の産地戦略をまた別につくれば、それは受けることができます。ただ、今回のこの要件が、一般質問でもお話があったように、生産性を10%上げていくという一応めどが立たないとできんもんですから、それはそういうことも先ほどお話があったJAとかと話をして、たまたま今回はネギ収穫機とかそういうので10%上げていくという見込みがあるのでやりましたけど、じゃあ大根は何をやったら10%上げられるかということは、きちんと検討して、そういう見込みが立った段階で産地戦略を立てていくということですので、今後そういうことがありましたら、今お話がありましたように、そういうことも今後考えていくということですので、この期間内に新しく産地戦略ができて、ほかの品目もそういうめどが立てば、また新たにこういう形でお願いするということにはなるとは思いますけど、現段階では、今はネギでいこうということで進めているということですよ。
- 稲山委員　いずれにしても、何とかプランの中でも、1番か何かしらん県のやつでも、今のネギ、白菜だったか、上位に、1番から3番に入ってきておるわけだわ。だから、やっぱりこの江南市の農業をこれから支えていこうとすると、1本だけじゃなくて、やっぱり総合的に見て、それにトマトが入ってくるかどうかはわからんのだけど、だからそういったものを全体で考えてやっていかないと、さっき宮地委員も言われたように、そこに携わる、ネギだけに携わる人はいいかもしれんけど、大根に携わるとか、いろんな農家がおるもんだから、そういった人たちが、きちっと次の世代もやっぱ

りやっっていけるような施策をとっていくのが、一つの必要性もあるもんだから、やれるもんだったらやっていただいたほうがいいんじゃないかなという話なんだけど、いろいろお聞きしてわかりました。これ以上は言いません。

○委員長　ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて商工観光課について審査いたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○商工観光課長　それでは、議案第36号　平成30年度江南市一般会計補正予算（第10号）のうち、商工観光課が所管する予算につきまして御説明させていただきます。

最初に、歳入について御説明いたしますので、予算書の8ページ、9ページ中段をお願いいたします。

13款2項5目商工費国庫補助金、1節商工費国庫補助金、説明欄、プレミアム付商品券事務費補助金でございます。

続きまして、歳出について御説明いたしますので、12、13ページの下段をお願いいたします。

最上段の7款1項1目商工費、説明欄、プレミアム付商品券事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　これは19ページ、プレミアム付商品券の事業ということで、事業の目的とか事業概要とかが書いてあるわけですけれども、本会議でも結構出たもんですから、ちょっと重複する部分があるかもわかりませんが、今回の対象は①②ということで、1万5,000人と2,000人ということで、合計1万7,000人が対象ということで御答弁があったわけですけれども、1人5,000円の効果がある。販売が2万円だけれども、額面が2万5,000円ということで、5,000円のプラスということで、合計で8,500万円の経済効果があると思われておるといふことなんですけれども、問題は、使用期間が半年と

ということで非常に短いんですよね。やっぱり周知しないと、せっかく経済効果が8,500万円見込まれても、実際、この半分とか、そういう形になってしまいます。実際、早目に決めていただいて、いろんなことを。

その中でも一つあったんですけど、分割で使用できるということをちょっとお聞きしたんですけども、その辺のところ、細かいことが決まっている部分があったらちょっと教えてほしいんですけど。

○商工観光課長　　まだ、細かいところというところなんですけれども、細かいところまで決め切れていないところはありませんけれども、一応国だったりとか県からの資料等を見ておきますと、500円券の10枚つづりが4,000円で分割で買えるようにするというのが、今、一番各自治体でも多い格好になってくるのではないのかなあというふうに今考えておりますし、県・国からもそういったようなふうで、それを5回分割ということで、もちろん一括で2万円を買っていただいても結構だと思いますし、分割の場合は4,000円で、もちろん8,000円、4の倍数ですね、そちらで買うことも可能になるのではないかというふうに考えております。

○伊藤委員　　周知方法というのは、まだ決まっていないですか。やっぱり周知しないと、半年しか使えませんので、その辺のところをしっかりと周知してほしいんですけども。

○商工観光課長　　過去に、プレミアム付商品券という名称ではございませんけれども、いろいろな臨時福祉給付金であったりとか、その他よく類似した事業がございます。また、この国の補助内容におきましても、のぼり等につきましての補助対象になっておりますもんですから、十分そういったところの情報収集をしながら、早目の対応に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員　　これは本当に無駄になると思います、正直な話。

2万円の商品券を低所得の方が買わないといけない、そもそもそこから始まるわけなので、これだけ1万5,000人プラス2,000人対象だよということでプレミアム付商品券を用意したとしても、本当に皆さん買いに来る力があるのかなという、まずそのところでひっかかって、それよりも5,000円券を

これらの方に配ってあげたほうがよっぽど喜ばれると思います。だって、2万円出して需要の先買いをする力がない人に2万円で2万5,000円の買い物ができますと言ったって、まず今2万円を、毎日毎日の生活にやっとなんやっとなんの方が、そんな2万円も出して使う商品券を買いに行けるかという、まずそこでひっかかっちゃって、せっかく用意した商品券が売れ残っちゃう、はけないで市の手元に残ってしまうと思うんですね。そういうことは想定されていないですか。もしそうなったらどうするんですか、それは。

○商工観光課長 一応、実際、販売というところの部分に係ってくるのかなと思っておりますけれども、先ほど来申しておりますように、予定でございますけれども、4,000円で5,000円ということで、そこがまずラインということと、その販売期間というのが、今想定しておりますのが、来年の2月までということですので、分割で5回まで、2月までで買っていただいて、御希望のある方は買っていただくというところの中で考えておりますということと、あと残った場合につきましては、例えば印刷であったりとかが発生すると思うんですが、そのプレミアム付商品券の。そういったものは一応国の補助が充てられるということは確認しております。

○野下委員 もう一回確認したいんですけど、今、掛布委員は2万円という提示をされましたけど、2万円で低所得者の方が大変だという話だったんですけど、4,000円が最低で、それは4,000円でも販売できるということになりますか、4,000円。

○商工観光課長 はい。繰り返して恐縮でございますけれども、4,000円で5,000円分の商品券を購入することができるということでございます。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時23分 休 憩

午前11時23分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第36号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号 平成30年度江南市水道事業会計補正予算（第4号）

- 委員長 続いて、議案第28号 平成30年度江南市水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 それでは、議案書の179ページをお願いいたします。

議案第28号 平成30年度江南市水道事業会計補正予算（第4号）について御説明させていただきます。

所管課は水道課でございます。

補正予算といたしまして、収益的収入及び支出の補正予定額、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額の変更を定めております。

補正予算に関する説明書といたしまして、181ページから185ページに補正予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書及び予定貸借対照表を掲げております。

186ページ、187ページをお願いいたします。

補正予算の事項別明細書といたしまして、収益的収入につきましては、1款2項3目消費税及び地方消費税還付金を掲げております。

収益的支出につきましては、1款1項1目原水及び浄水費を掲げております。

内容につきましては、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

補足説明はございません。よろしくようお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結します。
暫時休憩いたします。

午前11時25分 休 憩

午前11時25分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第28号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号 平成31年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

経済環境部

都市整備部

水道部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費のうち

農業振興地域整備計画改定事業

第3条 地方債のうち

水質保全対策事業（昭和用水地区）

震災対策農業水利施設整備事業（中般若地区）

水環境整備事業（宮田導水路地区）

街路改良事業

道路改良事業

鉄道高架化整備事業

- 委員長 続いて、議案第29号 平成31年度江南市一般会計予算、第1条 歳入歳出予算のうち、経済環境部、都市整備部、水道部の所管に属する歳入

歳出、第2条 継続費のうち、農業振興地域整備計画改定事業、第3条 地方債のうち、水質保全対策事業（昭和用水地区）、震災対策農業水利施設整備事業（中般若地区）、水環境整備事業（宮田導水路地区）、街路改良事業、道路改良事業、鉄道高架化整備事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、経済環境部商工観光課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○商工観光課長 それでは、議案第29号 平成31年度江南市一般会計予算のうち、商工観光課が所管する予算につきまして御説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

一般会計予算書及び予算説明書の26、27ページをお願いいたします。

下段の13款1項4目労働使用料、1節労働使用料でございます。

次に、50、51ページをお願いいたします。

最下段の15款3項5目商工費委託金、1節商工費委託金でございます。

次に、58、59ページをお願いいたします。

中段の20款3項1目貸付金元利収入、1節貸付金元利収入でございます。

次に、60、61ページをお願いいたします。

下段の20款5項2目雑入、11節雑入のうち、説明欄にございます商工観光課の関係4項目でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、276、277ページをお願いいたします。

下段の5款1項1目労働費でございます。説明欄、就業相談等運営事業から、はねていただきまして、280、281ページをお願いいたします。中段、説明欄のすいとぴあ江南施設改修事業までが労働費でございます。

はねていただきまして、294、295ページをお願いいたします。

最上段の7款1項1目商工費でございます。説明欄、人件費等から、はねていただきまして、300、301ページの江南市民花火大会補助事業までが歳出でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 297ページの上段ですけれども、企業誘致等推進事業の中の負担金、補助及び交付金の中で、企業立地協力者奨励金というのが今回新しく出てきていると思うんですけれども、その辺の内容をちょっと教えてください。

○商工観光課長 これは、安良区域における土地を所有される方、個人でも法人でもよろしいんですけれども、こちらが、企業誘致を促進するために、立地を希望される企業に土地を売却、今回は売却でございます。そうした地権者の方を対象にした奨励金の交付の内容でございます。

具体的には、今回、既に立地が決まっております会社2社のところに、こちらの今の奨励金を充ててまいります。1件の企業につきましては、11の地権者の方、2社目の方につきましては、13の地権者の方、1件目の企業につきましては、合計で604万7,000円、2社目のほうにつきましては、626万1,000円ということでございます。

さらに申し上げますと、具体的な今の内容は申し上げましたけれども、この補助金の額のところを申し上げておりませんでした。申しわけございません。売却につきましては、土地の売却益に係る市民税相当額を充当するということでしょうか、こちらを奨励金としてお渡しするという格好でございます。

○伊藤委員 よくわかりました。

次に、もう一点だけお聞きしたいんですけれども、301ページの観光協会事業ということで、今回、藤まつりの運営主体が藤まつり運営協議会から江南市観光協会に移ったということで、それを来年度からですよ。そういう形で、いろんなイベントの内容等を、例えば変更を考えていることがあれば、ちょっと教えてほしいんですけれども。

○商工観光課長 変更という点でございます。

まず1点目といたしましては、昨年からは始めてまいりました東海ふじ三昧ツアーということで、羽島市と津島市、3会場が藤まつりを合同開催しておりますので、そちらを回るバスツアーですね。昨年まではお休みの日1日だ

けだったんですけれども、今回は平日の日程も1日追加をさせていただきまして、合計2回開催させていただく予定でございます。

また、今回、新たに江南市PR大使として任命をされました浜千代さんと既にPR大使として委嘱をされたボーカルのX+(えくすと)さん、こちらのほうのライブということで、5月1日に予定しております。

さらに、夜イベントということで、こちらも昨年度から、この予算書の説明欄にも書いてございますけれども、藤ファンタジアということで、昨年度は電飾の車を走らせておりますけれども、今回は茶会ということで、お茶会を予定しておる次第でございます。以上でございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員　先ほども質疑があったんですけれども、297ページの企業立地協力者奨励金ですけれども、そうすると売却の方ばかりで、土地を貸したという方は一人もいらっしゃらないと、そういうことなんですね。

○商工観光課長　先ほどの説明が不足しており、大変申しわけありません。

この奨励金というのは、貸し付けた場合にも適用があります。この場合には、貸し付けた土地に係る固定資産税の相当額を2年間ということで、補助というのか奨励金をお出しするわけなんですけれども、今回につきましては、全て売却ということで対応させていただいたということでございます。

○掛布委員　進出してきた企業に対して、いろんな奨励金がもう既に出ているかと思うんですけれども、その中で、新規に江南市民を正社員として雇った場合の新規雇用促進奨励金とか、そういうものはまだいまだに予算として上がってきていないかと思うんですけれども、それは見通しはあるんでしょうか。

○商工観光課長　新規雇用の促進奨励金のルールといたしまして、会社が操業してから、対象となる方の基準日といたしまして、操業から1年ということでございますので、これからきっとそういう方が出てくるものであろうというふうに推測はしております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員　295ページのところで、(仮称)産業フェスタ開催事業ということで、市民まつりと農業まつりが新年度から合同開催ということで、すい

とびあ江南の中で農業まつりと市民まつりが一緒になって、どんなふうになるのかなという心配はしているんですけども、イベントが余りにも続き過ぎて、我々もちょっと余りにもイベントが多過ぎるというので、もう少し簡略してもいいのかなと思っていたのがあるので、どんな形になっていくのかなあという期待はしているわけですけども、この合同開催に当たって、いわゆる今までそれぞれの取り組みの委員会みたいなのをつくってやってもらっていたと思うんですけども、その両方の委員会のメンバーというのは、まるっきり片方は農業まつり、片方は市民まつりということで、農業者、商工団体ということで違うわけですけども、合同の開催に向けての委員会のようなものは立ち上げていくということはないんですか。

○商工観光課長　　今、委員からおっしゃられましたように、合同開催ということでございますので、現段階では、事務局と申しますでしょうか、我々と市職と商工会議所、JAのところでやっておりますけれども、来年度以降、それぞれ今の、合同開催ですので、その運営協議会というのか、そのまま今の、既存の今でいう市民まつりと農業まつりの実行委員会は残しつつ、来年度には恐らくそうした会議も必要になってくるので、開催されるものと考えております。

今、実際、その会議として、今それぞれと申しあげましたけれども、既に農協、商工会議所、我々のほうとの会議は何度も開催をしまして、実際、現場でのこういった飾りつけの場所の位置だったりとか、そういったような事務的などころにつきましては、おおむね詰めておるような状況でございます。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　　質疑も尽きたようでございますので、続いて農政課について審査いたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○農政課長　　農政課が所管する当初予算につきまして御説明をさせていただきます。

最初に、歳入でございます。

34、35ページをお願いいたします。

34、35ページ最上段の13款2項4目農林水産業手数料、1節農業手数料で
ございます。

次に、48、49ページをお願いいたします。

48、49ページ中段の15款2項4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助
金でございます。

はねていただきまして、50、51ページをお願いいたします。

50、51ページ下段の15款3項4目農林水産業費委託金、1節農業費委託金
でございます。

はねていただきまして、52、53ページをお願いいたします。

52、53ページ中段の15款4項2目農林水産業費交付金、1節農業費交付金
でございます。

次に、56、57ページをお願いいたします。

56、57ページ中段の18款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金のうち、説
明欄にあります農政課の関係1項目でございます。

次に、58、59ページをお願いいたします。

中段の20款4項1目農林水産業費受託事業収入、1節農業費受託事業収入
でございます。

はねていただきまして、60、61ページをお願いいたします。

下段の20款5項2目雑入、11節雑入のうち、説明欄にあります農政課の関
係1項目でございます。

次に、64、65ページをお願いいたします。

中段の21款1項2目農林水産業債、1節農業債でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

280、281ページをお願いいたします。

280、281ページ下段から292、293ページまで、6款1項1目農業費でござ
います。

なお、別冊の当初予算説明資料の28ページには、農業振興事業（農業教
室）の事業概要と、29ページから36ページにかけて、県営水質保全対策
事業（昭和用水地区）負担事業など、施工箇所的位置図を掲げてございま

ので、御参照賜りたいと存じます。

また予算書のほうになります。第3表の地方債につきましては14ページに掲げてございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　　283ページの農業振興事業の中の委託料ということで、農業教室用圃場等管理委託料、その下に整備委託料もあるんですけども、その下にまた農地借上料とか関連するようなやつがあると思うんですけども、これというのはどういった事業なんですか、内容というのは。

○農政課長　　農業教室になります。

農業教室の事業概要について説明させていただきます。

まず目的でございますけれども、農業というのは、職業、なりわいだけでなく、もっと身近に農と触れ合える生活の提供を行うことで、農に親しみをもち、将来の担い手となる人材を育む安定的な農業が営まれる環境を醸成するとしております。

事業概要につきましては、これまでに農業に携わった経験がない初心者の方などを、幅広い年齢層の市民の皆様を募集し、実務経験を備え、専門的な知識を有するアドバイザーを招き、栽培や生育管理、病虫害の対策や土壌づくりなど、野菜づくりの基礎を学ぶ教室を開催したいと思っております。

○伊藤委員　　そうすると、下に農地借上料とあるんですけども、どこかの農地を借り上げてやるわけですか。

○農政課長　　市内の一応3カ所を予定しておりまして、布袋地区、草井地区、宮田地区で行うことを予定しております。

○伊藤委員　　わかりました。

新たな取り組みということで、一度やってみないとわからない部分があると思うんですけども、あと、先ほどの掛布委員のまた産業フェスタ、商工観光課でもここもまた出てきますので、今回、統合でなくて合同で開催することですのでございますので、リノベーションビジョンでも、掛布委員と私は行政改革推進委員会に入っておりますので、大体内容は聞いていたんで

すけれども、担当がいなかったの細かい内容は聞けなかったという部分はあるんですけれども、当然、合同開催という、駐車場なんかも少なくなってくると思うんですけれども、シャトルバスをたくさん走らせる、ふやすということなんですけれども、その辺の回数をですね。その辺のところの細かい内容というのは、ある程度煮詰まっているんでしょうかね。まだこれから、それぞれの実行委員会ですか、協議して、組織して、いわゆるこれから立ち上げていくという形だと思うんですけれども、その辺のところを、今まででわかっている段階でいいですけれども、教えてください。

○農政課長　これまでの商工会議所、商工観光課、JA、農政課という協議の中で、これまで7回ぐらい協議をいたしました。その内容につきましては、平成31年度に開催するということできましようということが決まりました。それぞれの運営協議会においても、平成31年度開催ということで承認をいただいて、今後なんですけれども、実際どういった、合同開催ということですので、開催式だとか準備、当日の役割担当だとか、またその合同開催によって新たな取り組みを何かしたらどうかとか、そういったことを今後検討していく予定をしております。

○伊藤委員　わかりました。

新たな取り組みということで、もちろん非常に素晴らしいというか、集客が見込まれるということで、老若男女が集まって非常に盛り上がるような形だと私は思うんですけれども、期待しておりますけれども、あともう一点だけいいですか。

細かいところで申しわけないんですけれども、その下の担い手育成支援事業の中の農業人材力強化総合支援事業、この中に一応金額が出ているんですけれども、いわゆる1,025万円ということで、この辺のところは、年間最高150万円、最長5年間ということなんですけれども、これを計算すると7人分というのかな、何人分になるんですかね。その辺のところは、ちょっと計算が合わないような気がするんですけれども。

○農政課長　まず平成30年度の人数なんですけど、6人お見えになります。その中の2人が、平成30年度をもって交付金が終了となります。来年度は4人と新たに2人ということで予定をしておるんですが、今年度の2人交付金を

終了する方の1人が、実は今年度、女性の方で子供を授かったということで、農業を中止しております。この制度は、そういった事情があれば延期をできるということになっておりまして、ことしは2カ月間だけ農業に従事したということで、150万円のうちの2カ月分ということで、25万円を受け取ったと。来年度になりましたら、また農業をやられるということを知っておりますので、残りの125万円をまた交付されるということで、6人掛ける150万円不足125万円で1,025万円ということになります。

○伊藤委員 わかりました。

○掛布委員 今、質疑あったところなんですけど、農業教室のことですけれども、説明資料の中には、場所として、市内の耕作放棄地を整備することによって教室で使用する圃場を確保すると。そこで体験型の講習、農業教室をやるということなんですけれども、耕作放棄地を使ってそんなことができるのかなあというのが、まず素朴な疑問です。

あと、どういう方が専門家としてつかれるのか。また、募集するのは何名ぐらいで、年間何回ぐらいの教室をやられていくのかなあ。1つの作物を徹底的に追求するのか、いろんな品目の作物についてやっていかれるのか、どんな内容なのかなあというのをもうちょっと知りたいと思うんですけれども。

○農政課長 最初に、耕作放棄地を活用していくということで、今、3カ所を一応検討しております。明らかにもうちょっとこれは耕作できないというところは、ちょっと難しいところがありますが、これならできるというところがありまして、そこは、ここの農業振興事業の13節の委託料の中に農業教室用圃場整備委託料というのがございます。この委託料をもって、まず耕作できる状態に持っていきます。

アドバイザーにつきましては、農作物の種を売っている方をちょっとお願いしているところでございます。

農業教室の概要というか細かい内容につきましては、まず対象者は市内に住所を有する方で、募集人数は30名で、3カ所ですので各10名ずつを考えております。

応募につきましては、4月1日から15日、農政課にて申し込みを受け付け

する予定をしております。

あと周知につきましては、4月の広報「こうなん」、ホームページ、あんしん・安全ねっとメール配信サービスで周知をする予定をしております。

あと土地契約なんですけど、1年ごとということ考えております。以上でございます。

○掛布委員　そうすると、単発的な、1回新年度にやるというだけじゃなくて、せつかく耕作放棄地を使える状態に戻した上でやっていくということなので、今後継続してこの事業をやっていくという、そういうことでよろしいわけですか。

○農政課長　はい、そうです。

○掛布委員　多分応募される方は、リタイアされた農業経験のない方とか元気な方だと思うんですけども、いわゆる子供さん向けの、いわゆる子供さんの工場見学ツアーとかもやっていますけれども、本当に今、いわゆる市街地で育った子は全く農業体験がないですし、小学校でも少しはサツマイモをつくったりとかは本当にやっていますけれども、もっと本格的な土に触れて、一から育てて収穫するという経験を、子供のとき、小学生のときからいろいろな体験をしていくというのは、それこそ将来の担い手育成とか農業に対する意識を変えていくという面でも大事だと思って、ちょうど犬山市が子ども大学農業学部という、JAと一緒に1年がかりで何十人もの子供を、毎月のように農業体験を一年通してやって、収穫、料理までやっていっているという、最初の苗から始まってやっていっているんで、ぜひこれを継続されるのであれば、子供さん向けのそういった取り組みもやっていただけるともうちょっといいんじゃないかなと思いましたので、要望しておきます。

○委員長　ほかに質疑ありませんか。

○掛布委員　285ページのところに農業振興地域整備計画の見直しというのがあるんですけども、今問題になっているアクションプランの中に、何か急に農地利用推進地区というのが出てきていて、いわゆる優良農地として保全をしていく、宅地などに転用されないようにその地域を守っていくという、担い手に集約させていく地域ということで推進地区というのがそのアクションプランの中で設定されているんですけども、それと農振地域と

の関係とか、利用推進地区の設定はともかく、その規制する規制力というか、何かそういったものは全く働かない、勝手に決めただけのような気もするんですけれども、その推進地区と農振地区の関係とか、どういうふうに考えたらいいいのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

- 農政課長　　まず農業振興地域整備計画推進事業ということで、これは今言われる、青地というふうに言われている農業振興地域内の農用地ということで、原則転用できないということで、農業を振興する地域であります。その地域の中でも、今回、このアクションプランでは、特に最近、本当に企業の開発が多くて、一定の基準を持てば農振除外がされてしまうという状況がございまして、江南市でこの地区を守ろうというものを、もしこういうものをつくれば、そういった開発業者が見えたときには、これで抑制できるんじゃないかというところで、この推進地区ということでつくらせていただきました。かといって、法的に規制するものではないです。あくまでもお願いをするという中で、この図面をつくって、受付に来られた方にお見せをしているところでございます。

なお、農業振興地域整備計画の改定事業については、これは法律に基づいて5年に1回見直しをするということで、平成31年度が当たりますので、その辺を改定するというところでございますので、農地利用推進地区との関係については、全く関係ないわけではないですけれども、多分見直しの中で、この推進地区が農業振興地域内の農用地を外すということは多分ないと考えております。以上です。

- 委員長　　ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長　　質疑も尽きたようですが、昼の時間が来ましたので、ここで暫時休憩いたします。

午後0時00分　　休　憩

午後1時16分　　開　議

- 委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第29号の審査を続行します。

続いて、環境課について審査をします。

これより、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○環境課長　それでは、環境課所管の平成31年度一般会計予算につきまして御説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございます。

26、27ページの中段、13款1項3目衛生使用料、1節清掃使用料でございます。

次に、32、33ページの最下段、13款2項3目衛生手数料、2節清掃手数料でございます。

続きまして、42、43ページの上段、14款4項3目衛生費交付金、2節清掃費交付金でございます。

続きまして、48、49ページの上段、15款2項3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金の環境課分及びその下2節清掃費補助金でございます。

1枚はねていただきまして、50ページ、51ページの下段、15款3項3目衛生費委託金、1節保健衛生費委託金でございます。

1枚はねていただきまして、52、53ページの中段、15款4項1目衛生費交付金、1節保健衛生費交付金でございます。

1枚はねていただきまして、54、55ページの中段、16款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金の環境課分でございます。

続きまして、60、61ページの上段、20款5項2目雑入、7節可燃ごみ指定袋売捌代金及び同じページの下段、11節雑入のうちの環境課分でございます。

続きまして、歳出でございます。

254、255ページの中段、4款1項2目環境保全費で、258、259ページの中段まででございます。

続きまして、同じページ、258、259ページの下段、4款2項1目清掃費で、276、277ページの中段まででございます。

補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員　261ページを中心に、ごみ減量対策で57（コウナン）運動というのを進めていただいておりますけれども、次のページの263ページの環境

フェスタの中でもちょっと一言ありますけど、フードドライブというのを取り組んでいただいていると思うんですけど、最近2月にフードドライブをまた実施していただいておりますが、その状況を1回聞きたいと思います。

- 環境課長 平成30年度のフードドライブは、8月に市役所本庁舎及び環境事業センター、そして環境フェスタで11月、2月にはまた市役所本庁舎と環境事業センターで3回実施をしております。

2月の実施状況で申し上げますと、お米15点、21.6キログラムを初め、570点、82名の方から寄附をいただいております。

- 野下委員 ありがとうございます。

お米等も寄附をしていただく方が見えてということで、82名の方に今回はお持ちいただいたということなんですけれども、これは要望といろいろな工夫をさらにお願ひしたい点があつて、ここで継続していただいておりますので、今後もなかなか市庁舎でやるという自治体が少ない中、非常に先進的な取り組みですので、これはぜひ継続をお願ひしたいという点と、それから市民の方がなかなか広報だけでは周知が難しい点があると思いますので、ほかに何か対策を練っていただいて、回覧板でちょっと周知していただくとか、あるいは環境事業センターはよくごみを持っていらっしゃいますから、環境事業センターのちょっと工夫をしていただいて、環境事業センターでそういう参加者を多く募ってもらうとか、そういう工夫をぜひお願ひしていきたいと思つているんですが、どうせやるならその辺をお願ひしたいと思つております。

要望でとめておけばいいのか、何かお答えいただければ。

- 環境課長 フードドライブは昨年度は2回でしたが、今年度より3回にふやして実施をしております。来年度以降も最低3回は、フェスタを含めて実施をしてまいりたいと思います。

PRにつきましても、広報「こうなん」及びホームページで御案内をしておりますが、あんしん・安全ねっとメールも活用しておりますので、今委員から言われました事業センターでのポスターとかチラシも併用して、多くの方から寄附をいただけるように工夫をしていきたくと思います。よろしくお願ひします。

- 野下委員 ぜひまたよろしくお願ひします。

- 委員長　ほかに質疑はありませんか。
- 掛布委員　済みません。267ページのところにいろんな資源ごみの回収委託料が計上されているんですけども、策定されたエコシティ江南行動計画という計画書の中に平成31年度から紙類の回収コンテナを、よくスーパーの駐車場に置いてあるようなコンテナを市内の公共施設に常設するという、この新年度からやると書いてあったわけなんですけれども、それはいつごろからどのような計画で進めるんでしょうか。
- 環境課長　コンテナの常設につきましては、6月から実施をしていく予定をしております。場所につきましては、市役所の駐車場、すいとびあ江南の駐車場、それから布袋支所の駐車場というのを中心に今検討をしております。
- 委員長　ほかに質疑はありますか。
- 掛布委員　もう一つですけれども、剪定枝を6月からリサイクルステーションで土曜日に持ち込んでもいいよというふうにさせていただけるといことなんですけれども、その剪定枝、いわゆる持ち込みが今ほとんどごみに出しちゃう人が多いと思うんですけれども、それによって剪定枝の回収がどれくらいふえるということを考えてみえるのか。また、ふえれば処理の費用もふえていくと思うんですけれども、それによる処理の委託料がどれだけふえるのかなあとということと、あとエコシティ江南行動計画に剪定枝を持ち込めるようなトラックがない市民が多いもんだから、そのトラックを市民に貸し出すというようなこともプランに書いてあったと思うんですけれども、それはこの新年度からはやらないんでしょうか。
- 環境課長　まず、軽トラックのほうからお答えさせていただきますと、軽トラの貸し出しについては、電気自動車の軽トラを考えておりまして、これは可燃ごみで減量できた財源を原資にして、平成33年度以降に実施をしてみたいというふうに検討しております。
- 剪定枝につきましては、毎週土曜日に6月から収集を開始してまいります。環境事業センターにパッカー車を置いて、その中にパート職員2名でもって中に入れるということを考えております。量については、特にどれだけふえるというようなことはまだはじき出していないということです。
- 委員長　ほかに質疑はありませんか。

- 掛布委員 255ページの下のところに温暖化防止事業のところ、太陽光発電パネルなどの補助事業が入っているんですけども、説明のときにいわゆる一体型の補助金に変えたんだというような説明があつて、備考欄を見ても一体型としか書いていないわけなんですけれども、そうすると従来やっていた太陽光パネルだけつけるという申請は受け付けないよということになるんでしょうか。
- 環境課長 太陽光パネル単独での申請は受け付けません。これは、県補助金の要項が改正されたことに伴いまして、江南市もそれに合わせた形で実施をするということで、一体型、太陽光と蓄電池、HEMS、あるいは太陽光と充電設備とHEMSという一体型のみの補助ということになります。
- 掛布委員 何度も申しわけないんですけども、新ごみ処理施設の組合への負担金の件で、277ページのところにあります上段に基金の積み立て2億円と新ごみ処理施設の建設費負担金というので、いよいよこの平成31年度から用地の取得と施設の基本設計、造成計画に入っていくよということだったと思うんですけども、ちょっと組合のことなので答えられる範囲内で教えてほしいんですけども、用地3.0ヘクタール全体で、いわゆる用地費というのは組合全体で幾らぐらい、もう地権者への価格の提示とかは終わって、合意を取りつけて、若干残っている人もいますけれども、いると思うので、全体で用地費が幾らというのは固まってきているんじゃないかと思うんですけど、わかりますでしょうか。
- 環境課長 尾張北部環境組合の当初予算では、来年度3.0ヘクタール、これは103筆ですけども、103筆のうちの77筆分が当初予算に計上されております。これは同意のないものとか未相続のもの、抵当権の設定がないもの、公共用地というのを除いたものを来年買うという予定で77筆、価格でいきますと2億7,924万8,000円でございます。内訳の鑑定手数料はまだ確定しておりませんので、これは以前に江南市がとった土地鑑定手数料を参考に積算がされているということでございます。
- 掛布委員 わかればでいいんですけども、その2億7,900万円ほどの用地買収は77筆分なので全体の7割ぐらい。そうすると、単価としては平方メートル当たり大体平均で幾らになるんでしょうか。

○環境課長 単純に割っても積算できませんけど、以前に江南市がとったときの土地鑑定の標準値での価格は、一番多い畑で約7,000円程度だったというふうに記憶をしております。

○掛布委員 わかりました。

その続きなんですけれども、いわゆる建設費負担金が平成31年度も計上されて、これで施設の今言われる用地買収と施設基本計画、用地の造成計画と入っていくわけなんですけれども、いわゆる組合のホームページとかを見る限りでは、事業の方式、どういった事業スキームでやるかということについて、公設公営か、または公設民営かどっちかということまでしか提示されていないのと、あと処理方式についても、要するに処理方式を決める検討会議が専門家の間でやられていたんですけれども、結局結論も3方式併記という形で、これというふうにはっきり決まっていないうんのです、私を見る限りでは。

そうすると、そういう状態で平成31年度、施設の基本設計に入っていけるんですかね。処理方式もはっきりしないのに、どういう事業手法でやるかということもきちっと定まっていないうのに、基本設計にどうやって入っていくんでしょうか。

○環境課長 先回の組合議会の全員協議会の中で、運営方式についてはDBプラス0の方式がとられるという報告がありました。処理方式については3種、ストーカプラス灰の資源外部委託、それからシャフト式溶融、流動床式溶融、この3種類を併記していくと。1つに絞らずに、どれが一番安価でいけるのかということを総合的に考えていくために3つ残していくという説明がありました。

なので、そのまま3種での設計になるというふうには考えております。

○掛布委員 詳しくは組合へ行って聞いてきますが、3種併記で何で設計ができるのかさっぱりわからないわけですけど、どういうことなんでしょうか。

処理方式が違えば全く設計の仕方が違うわけなんですけれども。

○委員長 暫時休憩いたします。

午後1時34分 休 憩

午後1時40分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 環境課長 基本設計の業務委託料の詳細につきましては、今後組合のほうで検討されるということでございます。
- 委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて都市整備部都市計画課について審査いたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 都市計画課長 都市整備部都市計画課所管の平成31年度江南市一般会計予算につきまして御説明を申し上げます。

平成31年度一般会計予算書及び予算説明書の14ページの中段をお願いいたします。

第3表 地方債といたしまして、起債の目的欄の上から5つ目の街路改良事業、その下、道路改良事業、その下、鉄道高架化整備事業を掲げております。

続きまして、歳入につきまして御説明を申し上げます。

26ページ、27ページの中段の13款1項2目2節児童福祉使用料は、右側説明欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、28、29ページ中段の13款1項5目3節都市計画使用料は、右側説明欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、34、35ページ中段の13款2項5目2節都市計画手数料でございます。

ページをはねていただきまして、38、39ページ中段の14款2項3目1節都市計画費補助金でございます。

ページをはねていただきまして、42、43ページ中段の14款4項4目4節都市計画費交付金でございます。

ページをはねていただきまして、52、53ページ中段の15款4項3目1節都市計画費交付金及びその下、4目1節市町村委譲事務交付金でございます。

ページをはねていただきまして、54、55ページ中段の16款1項2目1節利子及び配当金は、右側説明欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、56、57ページ中段の18款1項1目1節基金繰入金は、右側説明欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、62、63ページ上段の20款5項2目11節雑入は、右側説明欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、64、65ページ下段の21款1項3目1節都市計画債でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明を申し上げます。

230ページ、231ページの最下段、3款2項4目児童遊園費は232、233ページ上段まででございます。

ページをはねていただきまして、318、319ページ中段、8款4項1目市街地整備費は、332、333ページ中段まででございます。

その下、332、333ページ中段の8款4項2目公園緑地費は、338、339ページ上段まででございます。

内容につきましては、説明欄をごらんいただきますようお願いをいたします。

なお、平成31年度当初予算説明資料の40ページから45ページまで、それぞれ位置図を掲げております。

補足説明はございません。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　333ページの公園緑地費の中の都市公園等整備事業工事請負費で、（仮称）最勝寺跡公園整備工事ということで、公園をつくっていただけて本当にうれしく思っているんですけども、この公園の中身、どんな内容の公園にしていくことになっているんでしょうか。地元からの要望も入れて計画してもらっていると思うんですけども、ちょっと説明をしていただきたい。

○都市計画課長　この（仮称）最勝寺跡公園の整備内容ということでございますが、平成30年の秋に地元区のほうへアンケート調査を行っております。この結果に基づきまして、親子連れや児童の遊び場、それから地域の人々の憩いの場として整備をしてほしいという要望が強いということでござい

て、その内容を踏まえて公園の整備といたしましては、敷地内は基本的には芝を張ります。そして、園内に中木を10本程度植栽するという予定であります。そのほかに、ベンチ、水飲み場を設置します。あと遊具を3基程度予定をしております。周囲はフェンスと低木を植栽すると。

簡単ではございますが、整備内容としてはこんな感じであります。

○掛布委員 園内にトイレというのはどういうふうになるのでしょうか。あと、この管理というのは地元区が管理していくということになっているのでしょうか。

○都市計画課長 トイレの設置の予定はありません。

管理のほうは地元区のほうへお願いしたいというふうに考えております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員 325ページの中ほどに公共交通維持確保事業というのがあって、その中に何か突然今年度までなかった自転車活用アドバイザー謝礼とか、負担金のところに自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会負担金なんていうのが入っていて、こんなのに入られたのかなあとか、突然なので聞いていなかったなと思うんですけど、どういうことなんでしょうか。

○都市計画課長 まず、負担金で自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会への負担金ということでございますが、こちらの会ですが、平成29年6月5日になります。愛媛県の今治市長が全国のサイクリストであります市長に呼びかけをいたしまして、自転車を活用したまちづくりを推進していきたいという思いから全国の市長に呼びかけを行いまして、平成30年1月23日に第1回のブロック長会議というのが東京で開かれております。

この中に愛知県の安城市が入っております、昨年の平成30年度4月27日に行われました愛知県市長会の折に安城市長から入会のほうの案内がございました。そうした中で、近隣市町村のそういった参加状況等も見ながら、近隣では一宮市とか稲沢市も参加いたします。一宮市とか稲沢市に関しましては、木曾川上流域の期成同盟会の中でもサイクリングのコースのマップを作成したりいたしまして、そういった木曾川左岸沿川の活用の推進を行っております。そうした中で、江南市のほうも市長がこちらの会のほうに参加しようということになりました。

そうしたことでありまして、来年度から実際に江南市のほうもこちらの会のほうへ入会をしております。先ほどの自転車活用アドバイザーというところでございますが、こちらのほうは今予定しておりますのは、来年実施されます自転車散歩の中で、江南市もせつかくこういう会に入りますので、こういった自転車活用推進を図れるような、そういったことを少し考えたいということございまして、実際にこのアドバイザーは愛知県のサイクリング協会のほうにアドバイザーのほうをお願いするわけでありまして、一緒にこういった自転車活用推進のPRを実施していきたいというふうに考えております。

- 掛布委員　自転車活用というのはとてもいいことですし、やっぱり市民の方も安全な自転車道を整備してほしいという要望が意外なほど多いです。この方向というのは間違っていないと思うので、イベントだけに終わらないように、本当に自転車を活用したまちで江南市が売り出せるようになっていただきたいなあと思います。

ついでにもう一点ですけれども、321ページのところにあります……。

〔発言する者あり〕

- 掛布委員　そうです、そこですね。済みません。

そこで、森議員が議案質疑で議場でお尋ねした部分です。参考資料の40ページのところにありますが、ここでいよいよ南のほう、いろんな家がいっぱいあってあるところを突っ切って道をつくるのかということなんですけど、ここで気になるのは、議場でも結局総経費が5億7,000万円ほど要するという答弁だったと思うんですけれども、そのうちの3億1,700万円が移転補償費だよという。本当にこの道がないといけないのかというのが疑問なのと、もう一つは、伸ばしていくとひっかかる移転補償が必要なのが、まず福玉倉庫、営業中の。これは営業補償が必要になってくる、とんでもないところがひっかかるんじゃないかということと、もう一つは、一番市道東部第439号線にぶつかる手前のところに営業中の歯医者さんがあるんですね、ちょっと立派な。本当にここ2つひっかかるだけでも、ただの移転補償だけでなく営業補償まで必要になってくるので、そこを2つひっかけていくのかという、それによる営業補償はどれぐらい見込んでいるのかというのがわかれば。

○都市計画課長　　まず、この市道東部第280号線、南へ南下していくわけですが、こちらの必要性につきましては、布袋駅付近、現在鉄道高架化事業で高架も進んでおります。また、駅前広場、都市計画道路などの整備によりまして、さらに利便性が高まってまいります。そういう中で、駅東地区につきましては狭隘な道路が多いという状況になっておりまして、都市計画道路の布袋駅線、それから市道東部第439号線を結ぶこの道路を整備していくことによりまして、この地区内の道路ネットワークというのが構築されまして、駅へのアクセス、それから安全で円滑な移動、また防災性の向上が図れるというものでございます。また、新図書館を含めた複合公共施設を整備するに当たりましては、やはりこちらの施設利用者のアクセスにおいても非常に重要な路線というふうに考えておりますので、今後早期に完成に向けて事業を進めてまいりたいと考えております。

あと福玉倉庫の話が出ましたが、それと歯医者さんの話も出ましたが、こちらにつきましてはまだ物件調査ができておりませんので、そちらの状況を見ながらそういった判断をしていきたいというふうに考えております。

○掛布委員　　調査対象に今回の予算の中には、物件調査委託の4件のうちの1件はその福玉倉庫ということですよ。今回の対象にはなっていないけれども、もうちょっと南に行けば歯医者さんがまともにひっかかるわけなので、そこも入ってくるという。

だから、幾らぐらいかかる概算かというので言われた3億1,700万円の補償費は、これも見込んだ数値ということですか。

○都市計画課長　　こちらのほうは、過去の補償の実績から算定しておりますので、詳細につきましては、やはりしっかりと物件調査をしないとわからないという状況でございます。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて土木課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長　　土木課の予算につきまして御説明申し上げますので、よろしく

お願いいたします。

まず、歳入について御説明を申し上げますので、恐れ入りますが予算書の26、27ページ下段をお願いいたします。

13款1項5目土木使用料、1節道路橋りょう使用料、その下の2節の河川使用料は、次の28、29ページの上段まででございます。

その下の2節河川使用料、少しめくっていただきまして、42、43ページの中段、14款4項4目土木費交付金、2節の道路橋りょう費交付金です。

少しめくっていただきまして、62、63ページをお願いいたします。

中段の20款5項2目雑入、11節雑入の土木課分でございます。土木課分は、コピー等実費徴収金と歩道橋ネーミングライセンス料でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、恐れ入りますが予算書の300、301ページ下段から304、305ページに掲げております8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費でございます。

少しめくっていただきまして、310ページ、311ページの最上段から312、313ページに掲げております8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう費でございます。

また、平成31年度江南市当初予算説明資料の37、38ページに位置図を掲げております。

補足説明はございません。どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　最初の313ページの上のほうにあります道路施設長寿命化事業の中の上から2つ目、歩道橋点検委託料ということで179万3,000円なんですけど、これは1橋なんですけど、それはどこかなあといって説明資料の37ページを見ると、⑩東野横断歩道橋と書いてあるんですけど、これって私が前に勘違いしていた、いわゆるネーミングライセンスを今やっている歩道橋ですね。それって、まだ最近やったばかりというか、きれいに塗装工事やらやり直して、それでネーミングライセンスをやったばかりで、何でまた179万円もかけて今これを点検せなあかんのかと、何かおかしいじゃないかと思ったわけなんですけど、何でこれは必要なんですか。

○土木課長　こちらの歩道橋のほうなんですけれども、最初平成26年に点検をしております。それから5年たつということで、平成31年度に法律で決まった5年に1回ということで、5年後の点検が必要だということで法律で決まっておりますので、やらせていただくことになりました。

○掛布委員　何でこんなにお金がかかるのかと思って、ネーミングライツで少々もらったぐらいでは全然追いつかないと、179万円もかけて5年に1回ずつ要るんだと。

それともう一つ、その同じ委託料の中のその下の工事請負費の3,485万7,000円で、それを見ると舗装工事費2路線660メートルですね。その地図が説明資料の38ページにありまして、2路線、①と②、後飛保和田線という江南団地の宮田町寄りのところと、宮田木賀2号線という②のところ、2つしかないわけなんですけど、これはたしか今年度にいろんな傷みがひどい市内の市道について9路線ぐらい、どういう補修方法が適切かというのを調べるということで、たまたまいつも私が通っている高屋町のスポーツプラザの南側のとてもひどく傷んでがたがたの道路も含めて調査する予算を上げたと思うんですね。そのときは、たしかもっとたくさん9路線ぐらい上がっていたと思うんですけど、ここへ来て新年度でたった2路線しか直さないという、しかも何かよく見ると長さまで短くなっているという。何でもっと一遍に予算をつけないのかという。本当にちょっと布袋駅東の道はやめて、こういう大切ながたがたの、江南市に入ると途端に道ががたがたって、どなたか言ってみえましたが、一般質問で。本当にそういう声は多いので、やっぱり本当にきちんと市民の方が通られる道路をきちんと直す、そういうところに予算をつけてほしいですね。

何で2つしか予算がつかんかったかという説明をしていただきたい。

○土木課長　まずは、委員、見るところがちょっと違うところがあるんですけども、道路橋りょう費の長寿命化事業の舗装工事の路線なんですけれども、一応宮田木賀2号と後飛保和田線であります。ただ、先ほど委員の言われた高屋幹線のところというのもありましたんですけども、そちらのほうは今週土曜日には区画線も引けて完了する予定になっております。ただ、ほかの後飛保和田線のほうは、ことしも2スパンほどやって、残り信号までと

いう話の中で宮田小学校の前までという計画を立てております。それと、宮田木賀2号線のほうは、島宮地内の2スパン、非常に悪かったところの続きもやる予定でおります。

ただ、予算が非常に少ないということは、私のほうとしてはもっとやりたい、最悪9路線を調査させていただいて、ひどいところだけしかちょっと予算がとれなかったもんですから、ただ、その調査によって悪いところから順次施工していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○掛布委員　そうすると、9路線調査したうちの今回①、②がついて、さっき言われた高屋幹線は、今終わった、線を引いたと言われたのはどういうことですか。もうやったということですか。

○土木課長　高屋幹線は、スポーツプラザの前から北進線までの区間は今週で終わります。土曜日までで区画線まで終わります。

ただ、その先も悪いところがあるのは承知しております。それは順次予算をつけてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○伊藤委員　さっきの掛布委員の関連質問なんですけれども、橋りょう長寿命化修繕計画策定委託料ということで、急遽橋りょう点検委託料になっているんですけれども、先ほど法定点検で5年に1回ずつやる必要があるという答弁だったんですけれども、180橋がその下に委託料があるんですけれども、180橋があって9橋を選ばれて、どういう条件で選ばれたかわかりませんが、あと歩道点検委託料が1橋あるんですけれども、この歩道というのは幾つ江南市にはあるわけですか。

そこのところがちょっと、何橋あってどういうふうに計画を立てられているのかをちょっと聞きたい。

○土木課長　歩道橋というのは、先ほど言いました東野歩道橋なんですけれども、それと180橋の橋りょう長寿命化修繕計画策定委託料というのは、今年度で180橋の点検が終わるものですから、その点検に要した内容によってどこを優先的に修繕すべきかという結果をもとに修繕計画を立てるものでございます。

歩道橋は江南市には2カ所あります。江南市の土木課が管理しておる歩道橋としては2カ所あります。

場所は、東野歩道橋と名鉄の上を通っている前野町と江森町の境のところですね。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○野下委員　311ページの道路橋りょう費の中の一番下のほうに道路維持管理事業の中で、13節で道路草刈委託料と街路樹保全委託料、ここは所管でよかったですか、こちらのほうで。

ここが例年かなりのお金を使って草を刈ったりとか、あるいは街路樹を剪定しなくてはいけないということがありまして、かなり草が生えてくる時期近くになるととても見えないと、脇道から出てきたときに草がいっぱい生えていて見えないという苦情は例年出てくると思うんですね。ここら辺の、前から言っていますけど、例えば草を取ってしまうとか、極論で、あと木をもうちょっと間引きするとかいう形にして、この予算を少し削って、掛布委員を擁護するわけじゃないですよ、ほかのところにつけるとか、そういうような対策というのは、毎年苦情があると思うんですね。

この辺の草刈りのところについては、どういうふうに対応されてみえるのか、今回の予算の中で。それをまずお聞かせいただけませんか。

○土木課長　今、委員が言われる道路草刈りのほうは、一般的に道路の路肩のところにある草を土木業者に委託しましてやっているところなんですけれども、委員が言われるのは、道路清掃委託料のところ到低木とかそういうのをシルバーに委託してやっているところとちょっと勘違いされているかもしれませんので、その辺はちょっと。

その低木に関しては、抜くというのは保安上ちょっと気になるものですから、交通安全上、乱横断を避けるための緑地帯の低木であります。そのところは、やはり委員からも御指摘があるように、見通しが悪いからかなり多目に刈り込んで、対応は今後もさせていただきたいと思っております。

それと、街路樹保全のほうなんですけれども、伐採したらばというのは今年度の行政事業レビューのほうで提起させていただいて、まずは交通上支障になる、保安上危険な見通しの悪い街路樹に対しまして、この予算の中で伐採するというような計画を立てておりますので、よろしく願いいたします。

○野下委員　何本ぐらいを対象にされる予定ですか。

- 土木課長 伐採のほうは162本を計画しております。
- 野下委員 162本を伐採して幾らになるかわかりませんが、そういうお金をさっきのようななかなか予算がつかないような道路舗装とか、そっちのほうに部長、お金をつけないと毎回毎回1億円1億円で、こういう質問ばかりですよ。だから、そういったところをちょっと考えて、必要なところに厚くしていかないと、せっかく削った部分を補充していったらあげないとなかなか回っていかないんじゃないかなと思いますが、いかがですか。
- 都市整備部長兼危機管理監 私も道路舗装の傷んでいるところは十分把握しておりますので、そうした予算を少しでもこういうところに配分できるように努めてまいりますので、よろしく願いいたします。
- 委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 伊藤委員 確認事項なんですけれども、313ページの用地取得事業があるんですけれども、金額も出ているんですけれども、これは大体どのあたりと土地をどういう目的のために取得されるんでしょう。
- 土木課長 用地のほうは、西部第777号線といいまして後飛保町の、ことし防火水槽を撤去いたしましたところの道路用地のところでございます。
- 委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて建築課について審査いたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 建築課長 それでは、建築課の所管します予算につきまして御説明をいたします。

まず、歳入について御説明申し上げますので、恐れ入りますが予算書の28ページ、29ページ下段をお願いいたします。

13款1項5目4節住宅使用料でございます。

続きまして、34ページ、35ページ上段の13款2項5目1節土木管理手数料でございます。

続きまして、42ページ、43ページの中段の14款4項4目1節土木管理費交付金でございます。

続きまして、48ページ、49ページの下段の15款2項5目1節土木管理費補助金でございます。

続きまして、52ページ、53ページ最上段の15款3項6目1節土木管理費委託金でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の304ページ、305ページをお願いいたします。

304ページ、305ページの中段から308ページ、309ページに掲げておりますのは、8款1項2目建築指導費でございます。

続きまして、少し飛んでいただきまして、340ページ、341ページに掲げておりますのは、8款5項1目住宅費でございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　307ページの民間建築物ブロック塀等撤去事業ということで、去年8月臨時会で認められてスタートされたということなんですけれども、その8月に認められてから一般質問でもあったんですけれども、現在までどのぐらいの件数があったのか。

それと、予算的には今回10件分ということなんですけれども、その辺のところはどういうふうには算出されたのかをちょっとお聞きしたいです。

○建築課長　まず、今年度の今の執行状況でございますが、2月末日現在で30件、金額といたしますと257万6,000円の補助を行っている状況でございます。来年度、平成31年度予算のほうでございますけれども、こちらのほうにつきましては10件分、補助金の上限が20万円となっておりますので、20万円の10件分として予算200万円を計上させていただいております。

○伊藤委員　見込みが10件あればいいということなんですよね。大体は、実績から考えると。

○建築課長　今年度の状況なんですけれども、8月臨時会で補正予算をお認めいただきまして、申請状況なんですけれども、8月に12件、9月に9件、10月に4件というような状況でございます。最近ですと11月が2件、12月1件、1月、2月も1件という状況でございますので、ちょっと件数として

は落ちついてきているような状況となっております。

○伊藤委員　もう一点お願いします。

309ページの空家等対策推進事業ということで、ここに危険空き家解体工事費補助金ということで、これも新たな取り組みということで一般質問で出たと思うんですけども、危険空き家解体が3棟分ということで、1棟当たり20万円で一応判断基準を設けてやられるということを一一般質問でも答えてみえたんですけども、ちょっと聞きたいのは、例えば、危険空き家だもんですから、例えば何カ月間の間に何棟出てきて、例えば判断基準で優先順位を決めるものなのか、例えば早く出てきた空き家を先着順に壊していくものなのか、その辺のところはどうでしょう。

○建築課長　申請の受け付けといたしましては、現在平成31年6月1日からというふうで考えております。申請のほうにつきましては、先着順というふうで考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○伊藤委員　今言ったことは、先着順で基準に当てはまっておれば20万円の補助金を出すわけですね。実際は解体なもんですから20万円というと微々たるもんだと思うんですけども、実際は200万円か300万円ぐらいかかると思うんですけども、その辺のところを例えばほかの自治体なんかだと補助プラス市費で補っている、例えば50万円出すとか100万円出すとか、そういう自治体もあるとは思うんですけども、その辺のところはどのように考えて、多分この状態だと出てこんと思うんですよね、20万円ばかりだから。持ち主が壊さないかんもんですから、実際には壊したくない場合、20万円の補助だったら壊したくないということが出てくると思うんですけども、一応上げるというか、市もプラスして上げる意思があるかどうかお聞きしたいです。

○建築課長　補助金上限20万円ということなんですけれども、近隣でも既に実施している自治体もございまして、大体20万円を上限としているところがほとんどでございます。中には名古屋市ですと60万円というような補助を行っておるところもございます。

まずは、今現在耐震のほうの診断を受けた結果、その基準を満たさないというものについても解体の補助を行っておるんですけども、そちらのほうも20万円というふうになっておりますし、近隣市の状況等を見ても20万円と

というのがとりあえずはこれをお願いできないかなというふうには考えておりますけれども、状況を見ましてまた金額のほうは検討していかないといけないのかなというふうには感じております。

○伊藤委員　あと、これは危険空き家ということで、多分今まででも苦情とか、そういう通報とか何かあったとは思いますが、一度こういうのを調べたりということはあるですか。

○建築課長　危険空き家というような形なんですけれども、平成28年のときに空き家の実態調査というのを行ってございまして、その中では空き家の件数で利活用が不可という形で32件把握しております。

ただ、これにつきましては、あくまで利活用が不可というような判定でございまして、実際に今回実施いたします解体の補助につきましては、極めて建物の状態が悪いといいますか、居住の用に供することが著しく不適當というようなものを対象としております。また、これを基準に基づき点数化いたしまして、該当する100点以上というような形で判定を行うんですけれども、そういったものに該当するというのを確認して行っていきますので、実際これから判定を立ち上げた上で行っていくということになりますので、正確には今どれぐらい該当するのがあるかというのは把握はしてございません。

○稲山委員　1つは、まず申し込みなんですけど、先着順の。チェックシートとかそういうのってあるの。要は、判断するときには自分が持ち主である場合、これが危ないよといったある程度想定したチェックがないと、申し込んでは、おたくはだめですよといったような話になってくると思うんですけど、その辺の申し込みの際のそういったものというのはつくってあるのかな。

○建築課長　まず、申し込みの段階で、窓口のほうで該当する危険空き家というのはこういうような形ですといったような写真とかを用意させていただいて、それを見ながらちょっと聞き取りを行って、該当するかどうかにつきましては実際職員が現地のほうで項目を点数化いたしますので、そういったことで窓口に来られた方につきましては、まず状況をお伺いして該当するような可能性があれば現地に職員が出向きまして、確認させていただくというようなことになるかと思っております。

○稲山委員　そうすると、事前の打ち合わせとか、そういったことをし

てから申し込みをするというような形になるんやね。事前相談に写真なり何かを持ってきて、こんなような状況なんだけどやれますかというような雰囲気ということかな、これは。

○建築課長 申請に当たりましては、申請者のほうから判定をしてくださいというような形で申し込みをいただきますので、それをもとに職員が現状確認するというような形になります。

ただ、余りにも窓口の段階でちょっと対象とならないかなというようなものにつきましては、その段階で御案内できるのかなあというふうには考えております。

○稲山委員 くだいようですけど、そうすると自己判断ではわからないということやね。とにかく申し込むだけ申し込んで、見てもらってからの結論に至るということでもいいわけやね。

○建築課長 そのとおりでございます。

○野下委員 先ほど伊藤委員のときに、それらしきものがあるんだけど、これから調査するというんですよ、そういった危険な空き家については、詳細は。今、副委員長のほうは、自分が打診をしたときに改めてそこは調査するとおっしゃった。どっちが先なんですか。

○建築課長 まずは、解体したいというのは、危険空き家の判定をしてくださいというような申し入れがあるようなケースがあります。あともう一つにつきましては、私ども通常の業務の中でもそういった市民などの通報に基づきまして、現地のほうでそういった危険な空き家につきまして所有者の方に指導したりとか、そういったことも行っておりますので、その所有者の方への指導の際などにもこういった補助があるよというのは案内しながらやっていきたいなというふうには考えております。

○野下委員 ということは、副委員長がおっしゃったように、みずからうちはちょっと危ないんじゃないかというふうに申し出たときもちゃんと調査してもらえるし、こちらの今、市のほうで持っている情報で調査をして、ここはちょっと、あなた危ないですよ、補助金が出ますよという話も行政のほうで積極的にやってもらうということで、両方できるということよろしいですか。

○建築課長 そのとおりです。

○稲山委員 あと1点だけ。

関連ですけど、持ち主がわからない場合、前も一般質問でやったんだけど、持ち主がわからない危険空き家に対する補助というか、強制執行するのか、市のほうが立てかえて壊すのか、そういった関係の話というのは、どうなっていますか。

○建築課長 今回この補助につきましては、あくまで所有者がわかっているものというのが対象となってきます。所有者が不明な空き家につきましては、所有者がいないということでそういった危険な状態でございますと、まずは特定空き家とかに指定するというような形の中で、最終的には略式代執行であったり、または財産管理制度を活用して解体というような方向になっていきます。

○稲山委員 そうした場合の申し立てというのは、どういう方法でやったらい。要は、区長さんがあれするのか、隣の人がここの建築課へ来て、非常に危ないんだけど、うちではだれが持っておるかわからないもんだからというような話をするのか、その辺の手続というのはどういう流れになってくるの。

○建築課長 市民の方が直接建築課の窓口にご相談されても結構でございますし、区長の方が代表してお見えになるケースもございます。そういったものにつきましては、建築課のほうでまずは所有者を、なかなか所有者不明といっても土地のほうにつきましては所有者がおるとというのが、今のところそういった案件を扱っておるんですけども、それにつきましては土地の所有者を建築課のほうで調べまして、その問題の解決に向けて指導しているというような状況でございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、ここで暫時休憩いたします。

午後2時32分 休憩

午後2時45分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第29号の審査を続行します。

続いて、防災安全課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 防災安全課長兼防災センター所長　それでは、議案第29号　平成31年度江南市一般会計予算のうち、防災安全課が所管する予算につきまして説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

24、25ページをお願いいたします。

24、25ページ中段の13款1項1目1節総務管理使用料のうち、説明欄の防災安全課、防災センター目的外使用料（職員組合）分でございます。

少しはねていただきまして、40、41ページをお願いいたします。

40、41ページ下段の14款4項1目1節総務管理費交付金で、説明欄の防災安全課、社会資本整備総合交付金（道路事業）でございます。

少しはねていただきまして、44、45ページをお願いいたします。

44、45ページ下段の15款2項1目1節総務管理費補助金のうち、説明欄の防災安全課、元気な愛知の市町村づくり補助金と南海トラフ地震等対策事業費補助金でございます。

少しはねていただきまして、54、55ページをお願いいたします。

54、55ページ上段の16款1項1目2節使用料及び賃借料のうち、説明欄の防災安全課、防災センター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

少しはねていただきまして、62、63ページをお願いいたします。

62、63ページ中段の20款5項2目11節雑入のうち、説明欄の防災安全課、放置自転車等売却代と放置自転車等返還金でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、116、117ページをお願いいたします。

116、117ページ上段の2款1項7目防災安全費、説明欄の人件費等から少しはねていただきまして、128、129ページ中段の説明欄、防犯灯補助事業まででございます。

大きくはねていただきまして、238、239ページをお願いいたします。

238、239ページ上段の3款4項2目災害救助費、説明欄の災害救助事業で
ございます。

なお、別冊の当初予算説明資料の18ページから25ページにかけて、交
通安全施設設置事業のうち、通学路カラー整備の位置図を掲げてございま
すので、御参照賜りたいと存じます。

補足して説明することはございません。御審議のほど、よろしく願いい
たします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 初めに、防災システム運用事業ということで、実際例年の200
万円から378万2,000円という結構高額になっているということで、新しい県
の機器を使えるようなシステムにするということなんですけれども、その辺
のところの増額の理由をざっともう一度説明をお願いいたします。

○防災安全課長兼防災センター所長 以前上げておりました市のシステムの
利用料は、使用料及び賃借料の281万2,000円のうち、200万2,000円が市の今
まで使っていたシステムの利用料でございます。

13節の委託料の97万円と14節の使用料及び賃借料の先ほど申しました差額
の79万円、両方足した176万円が新しい県のシステムの導入費用となります。

○伊藤委員 これは導入されて非常にメリットというか、よくなるというこ
となんですけれども、一番の最大のメリットは何でしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長 このシステムを導入することによりま
して、気象情報を分析しまして避難情報を発令する判断基準が示されるとい
うことで、住民への避難情報をいち早く指示できるというのが大きなメリッ
トでございます。

○伊藤委員 徐々にこういうシステムを県でも導入されていると思うんです
けれども、江南市も導入するというので、大体県でどのぐらい導入されて
いるかわかりますか。

○防災安全課長兼防災センター所長 県の調査によりますと、ことしの1月
15日現在ですが、平成30年度まで、今年度までに導入が済んでいるところが
17市町村、平成31年度に導入予定が21市町村ですので、愛知県下全部で54市

町村ありますので、導入率としましては来年度までに70.3%の導入率になります。

○伊藤委員 わかりました。ありがとうございました。

続きまして、125ページの高齢者運転免許証自主返納促進事業ということで、これも新しい事業ということなんですけれども、実際この事業を始めてからどのぐらいの実績が、一人頭1,100円という助成なんですけれども、どのぐらい実績があったかわかりますか。

○防災安全課長兼防災センター所長 きょう現在でございますが、市に申請された方が109人、内訳として男が23人、女性が46人でございます。それを持って警察に行って実際に交付を受けた方が、これは2月末時点でございますが82名、内訳は男が48名、女が34名となっております。

○伊藤委員 一応これは当初予算を組んであるんですけれども、これは多分355人分だとは思いますが、それ以上を超えた場合でも当然あとの人は助成金を出していかないかんものですから、補正とか何かで対応されるわけですか。

○防災安全課長兼防災センター所長 予算をオーバーしたという形になりますと、流用なり補正をかけたいと思っております。

○伊藤委員 わかりました。

あと、その下の交通安全施設設置事業ということで、通学路カラー整備工事費ということであるんですけれども、これは実際前からお聞きしているんですけれども、終了が平成31年度終了になりますよね。それから、一応平成32年度から消えたところを当然新たにまたカラー舗装するという形になると思うんですけれども、その辺のところの計画というのは、平成31年度に終了だものですから、平成31年度に契約をしないと平成32年度から修理を始められませんので、その辺の計画はどうなっていますか。

○防災安全課長兼防災センター所長 今、伊藤委員が言われるように、平成31年度で予定の箇所を全部引き終わります。平成32年度からは当然消えているとかかすれているところを順次修繕していく予定ですが、引いた年度とか施工した方法、幅とかということで、いろいろ現場によってさまざまありますので、修繕計画というのを来年度作成しまして、それで順次修繕して

いきたいと考えております。

- 伊藤委員　　そうですね。やはり国の補助がつかなくても修繕をしていかないかんような形にはなっていくと思います。計画をつくられて取り組まれるということで、これは非常にいいと思います。

　　続きまして、このところではちょっとわからないですけど、防災服というか、たまたま今回市議会も防災服を新たにタイプを変えるということなんですけれども、今回ここでは防災服というのはどこで計上されているんですか。

- 防災安全課長兼防災センター所長　　災害時対応事業のうちの防災力向上事業の中の需要費の消耗品費で計上しております。

- 伊藤委員　　何名分ですか。

- 防災安全課長兼防災センター所長　　平成31年度の新規採用職員の9名分を計上しております。

- 伊藤委員　　市議会も予算内で新しいのにかえていくということなんですけれども、当然自主防災訓練が非常に暑い時期に行われるということで、健康管理、今までの防災服だと非常に暑いもんですから、脱水症状とか熱中症になりやすいということで、職員の健康管理において、市議会もそういった観点からオールシーズン用のちょっと薄目の防災服にかえるということで、この前各派代表者会議で決定したんですけれども、職員の方も予算があれば、そういうふうに新規採用職員分だけでもかえていけると思うんですけれども、その辺の計画というのがありますか。

- 防災安全課長兼防災センター所長　　議員用の防災服という変更は聞いておりますので、市のほうとしても対応できるような方向で検討はしたいと思いますが、決定はしておりませんのでよろしく申し上げます。

- 伊藤委員　　本当に私も防災服を持っているんですけれども、非常に夏場は暑くて、当然脱いでTシャツにならないといけないような形の防災服なもんですから、本当にこれは健康管理を考える上においては、災害時には当然いつ起こるかわかりませんが、訓練が夏場に重なるもんですから、集中するもんで、きっと職員も非常に苦しいと思いますので、そのところを早期に、予算内におさまれば、議会の場合はもう少し安く上がるもんですから、

その辺のところもちょっと考えて、早急に自主防災訓練に主に参加される防災安全課の職員とか、毎回参加される職員はとりあえず新しいのを、もうちょっと健康管理にいいような形のものにかえていったらいいかということで、要望で終わっておきます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○野下委員　1点ちょっと確認をさせてもらいたいんですけど、今、伊藤委員のほうからありました通学路カラー整備で、この予算の説明資料の24ページのところに、古知野西小学校区の通学路だと思うんですけど、20メートルという区間が入っていますね。ここは保育園の近くかもわかりませんが、ほかの例えば25ページとか前のページを見たらかなり長い距離をカラー舗装していますが、ここは20メートルということなんで、ここだけが通学路で抜けていたのか、特別にここが必要なのか。ここら辺の状況はどうなんでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長　その箇所ですが、野下委員の言われるように抜けていた。ちょうど保育園の南側に狭い道がありまして、今印が打ってあるところからまた東にあったんですが、その縦だけ抜けていたと。そういうことです。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて、水道部下水道課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長　下水道課が所管します予算につきまして、該当箇所のほうを御説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明いたします。

恐れ入りますが、予算書の40ページ、41ページの中段をお願いいたします。

14款3項3目土木費委託金、1節河川費委託金でございます。

はねていただきまして、42ページ、43ページの中段をお願いいたします。

14款4項4目土木費交付金、3節河川費交付金でございます。

少しはねていただきまして、52ページ、53ページの上段をお願いいたします。

す。

15款3項6目土木費委託金、2節河川費委託金でございます。

続きまして、歳出でございます。

恐れ入りますが、予算書の314ページ、315ページをお願いいたします。

8款3項1目河川費でございます。

314ページ、315ページから318ページ、319ページの中段まででございます。

なお、別冊当初予算説明資料の39ページに位置図を掲げておりますので、御参照のほうをお願いいたします。

次に、少しはねていただきまして、予算書の342ページ、343ページの上段をお願いいたします。

8款6項1目下水道費でございます。内容につきましては、343ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

28節、下水道経営事業において、繰出金で7億2,021万円をお願いするものでございます。

下水道費の詳細につきましては、後ほど議案第31号 平成31年度江南市公共下水道事業特別会計予算にて御説明させていただきます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○伊藤委員 317ページの雨水流出抑制事業の中の設置等補助事業の中で金額がかなり減っているんですけども、これはどうしてでしょうか。

○水道部下水道課長 今、御指摘いただきました雨水流出抑制事業の中で、雨水貯留施設浸透施設設置費補助金のほうを今年度予算に比べて386万円ほどちょっと減額させていただきました。こちらのほうにつきましては、平成29年度の決算におきまして、主要施策の成果報告書のとおり近年の雨水浸透ますの設置件数が目標値の115基に対して7基と低迷していたことがございましたので、こちらのほうを昨年度目標200件に対して46件というような形で低迷しておりましたので、今年度は200基から40基、雨水タンクのほうは160基から110基に大幅に減額したことによって、ちょっと減額して予算計上させていただいておるものでございます。

○伊藤委員　この辺のところはしっかり啓発のほうはさせていただいておるとは思うんですけども、そのところでやっぱり減った理由というのは普及して減ったのか、啓発がちょっと滞っておるといえるのか、皆さんなれてしまったものですから、こういうのもやれる方はもうやってしまっていて普及していかないのか、どっちかだと思ってしまうんですけども、その辺のところの分析はどうされていますか。

○水道部下水道課長　こちらのほうは、以前の行政事業レビューでちょっと市民の方の御意見も伺いましたが、こちらのほうで市民のほうのPRが不足しているのではないかとというような御意見もいただいておりますので、昨年度より総合防災訓練等でPRするようにいたしまして、今年度につきましては雨水タンクが購入できるホームセンターとか、そういったところにもリーフレットやパンフレットのほうをちょっとお願いするような形で、今現在行っているような状況でございます。

それによって、少しでも雨水タンクとか雨水貯留施設に対して関心を持って申請していただけるように努力しているような状況でございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 05 分　休　憩

午後 3 時 05 分　開　議

○委員長　議案第29号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号　平成31年度江南市公共下水道事業特別会計予算

○委員長 続いて、議案第31号 平成31年度江南市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長 下水道課所管の特別会計予算について御説明させていただきますので、別冊の特別会計予算書及び予算説明書の36ページをお願いいたします。

議案第31号 平成31年度江南市公共下水道事業特別会計予算でございます。

初めに、37ページには第1表 歳入歳出予算を、38ページには第2表 継続費と第3表 地方債を、39ページから41ページには歳入歳出予算事項別明細書、総括を掲げております。

歳入につきましては、42ページ、43ページの上段の1款分担金及び負担金から46ページ、47ページの8款市債まででございます。

歳出につきましては、48ページ、49ページから54ページ、55ページ上段にかけて1款1項1目総務管理費を、54ページ、55ページ下段から58ページ、59ページにかけて2款1項1目下水道事業費を、60ページ、61ページには3款1項1目公債費を掲げております。内容につきましては、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

また、62ページから70ページにかけては給与費明細書、継続費にかかわる事業の進捗状況調書及び地方債にかかわる状況調書を掲げております。

なお、平成31年度当初予算説明資料の9ページには公債費の状況、53ページから56ページには業務委託及び工事の位置図を掲載しております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 53ページの下水道施設維持管理事業の中で、18節備品購入費、発動発電機、結構200万円ぐらいの発電機を購入されるんですけれども、購入される理由は何でしょうか。

○水道部下水道課長 こちらの発動発電機なんですけど、今年度、平成30年度9月4日から9月5日にかけて台風21号がこの地方に来たんですが、その際

に市内でも各地で停電等が起きまして、その中で下水道事業で初めてとなるマンホールポンプというものを江森地区、山尻地区のほうでつけさせていただきました。こちらのほうが江森地区の停電がちょっと長引いたということで、マンホールポンプの運転ができなくなってしまったということで、汚水のほうがマンホールと管渠に滞留してしまう事例が起きたということでございます。

そういった対策として、発動発電機を市内の業者のほうに借りようとお願ひしていただんですけども、なかなか持ち合わせをしている業者が少なく、こちらのほうでお借りすることが非常に困難だったということの経緯を踏まえて、今後マンホールポンプを多数設置していくに当たり、下水道事業として200ボルトの発動発電機を1機購入をお願いしているものでございます。

○伊藤委員　これは多分かなり大きなものだと思うんですけども、どこに置いてどういった形で必要な場所に搬送していくんでしょうか。

○水道部下水道課長　こちらのほうはかなり大きなものになりまして、排気量が2,400ccほどで、重量が740キロというふうにかなり重たいものになります。当然私どものほう人力では運べないものですから、こういったものに関しましては、置き場所については水道の配水場の自家発電室のほうにちょっとお願いできないかというふうに考えております。運搬方法につきましては、建設協力会のほうにユニックつきのトラックをお借りいたしまして、そちらのほうをお願いして現地まで運搬しようというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○伊藤委員　わかりました。

続きまして、そのページの一番上なんですけれども、経営戦略策定事業の中で下水道事業の効率化かつ経営健全化ということで、中・長期的な経営の基本計画である経営戦略の策定をしていくということなんですけれども、2年継続費ですね。当然市街地の下水道計画はこれで終わりますので、新たな計画を当然つくっていかないかということだと思っておりますけれども、委員の謝礼もありますけれども、どういった策定委員会をつくるのか、そのメンバーというのはどういった方を考えてみえるのかをお聞かせください。

○水道部下水道課長　ちょっと順番が前後するかもしれないんですが、策定

員の構成メンバーといたしましては、学識経験者2名、各種団体代表者を3名、公募指名2名の合計7名で組織する江南市下水道事業の経営戦略策定委員会を発足いたしまして、こちらの計画を策定する中で幅広く意見を求めて、専門的な観点から検討の場を設けていただきたいというふうに考えております。

スケジュールといたしましては、全7回を予定しておりまして、そのうち平成31年度につきましては3回程度の策定委員会を検討しているような状況でございます。

○伊藤委員　　これは何年計画になりますか。

○水道部下水道課長　　こちらのほうは、国のほうが求めております中・長期というものはおおむね10年程度というふうなことを目安にさせていただいておりますので、10年から20年というような中・長期なことで今のところは考えているような状況でございます。

○伊藤委員　　わかりました。

もう一点だけなんですけれども、これも前もちょっと下水道啓発事業の中でマンホールカードのことも出ていたと思うんですけれども、それを検討していくと言われた答弁があったと思うんですけれども、その辺のところはどこにこれは出ている、どこか反映されているんでしょうか。

○水道部下水道課長　　マンホールカードのほうということで、今年度の予算といたしましては、49ページの下段にございます下水道啓発事業消耗品費の一般事業用の9万1,000円の中に計上させていただいております。

こちらのほうのマンホールカードにつきましては、企画もとの下水道広報プラットフォームというふうなほうに申請するような形になりまして、こちらのほうの審査に通れば採用という形になってくるかということになります。この9万1,000円の中でこちらのほうをお願いする経費なんです、一応税込みで3万7,800円で1ロット2,000枚というふうな形で予算は計上させていただいております。

○伊藤委員　　わかりました。以上です。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員　　51ページのところに企業会計移行事業というのがあって、備考

欄の説明のところは平成31年度が4年かけてずうっと準備してきた移行事業の最終年度ということで、平成31年度が公営企業会計システムの仮稼働、条例の制定というわけですけれども、スケジュールとしてはいつ議会に何らかの条例の制定とか、全く違う企業会計の予算を仮に試行的に提出してこんなもんだよというのをやられるんでしょうか。ちょっとスケジュールを教えてください。

○水道部下水道課長　こちらのほうの来年度の企業会計の移行事務につきましては、来年度につきましては一応9月定例会のほうで条例改正のほうを図っていきたいなというふうには考えております。

一部適用で江南市の下水道事業のほうは考えておりますので、大幅な条例改正とはならないものの、そちらのほうのさまざまな条例の改正事務がございますので、一応9月定例会のほうにお諮りしていききたいなというふうには考えております。

また、こちらのシステムの仮稼働になりますが、こちらのほうもなかなか企業会計に移行してすぐに運用という形になりますといろいろなふぐあいが生じる可能性がございますので、一度来年度予算を仮にちょっと入れてみて、そちらのほうのシステムのほうに不備がないかというものを検証しつつ仮稼働を考えておるものでございます。

済みません、条例のほうは9月ではなく12月定例会を予定しておりますので、おわびして訂正申し上げます。

○掛布委員　そうしますと、1年かけて条例改正をやって、企業会計の予算も組んでみて、正式にはちょうど1年後の新年度予算から下水道は特別会計じゃなくて企業会計予算ということで提案があると。そういうことですか。

○水道部下水道課長　そのとおりでございます。

○掛布委員　ホームページに載っていた下水道の会計のいわゆる経営比較分析表とかいうのを見させてもらって、要するに国・県のほうの指導でもって経営比較分析をやりなさいよということなんですけど、それに基づいて経営戦略もつくっていかないといけないんですけど、結局今水道のほうでもやられているんですけど、こういう財政計画で投資で採算をとっていきにはどうしたらいいかという計画になっていってしまうので、本当に自動的に大幅な

料金の値上げの計画をつくっていくことになっていってしまう。

企業会計そのものがそういうふうになっているので、現時点のこれだけどんどん下水道工事をやっていっている中で、本当に一般会計からそれこそ何億と投入して拡大して、まだ下水道供用開始してもまだ接続していないお宅が非常に多い中で、まだすぐにではないですけども経営戦略をつくっていくということは非常に無理があり過ぎるんじゃないか、これだけおくれて始まっている江南市なので、無理にあわせて企業会計に移行するだけならともかく経営戦略までつくっていくことになると、自動的に何年後から値上げというふうになっていっちゃうので、あっちもこっちも値上げの計画ばかりで非常に厳しいと思うんですけど、いわゆる経営戦略そのものをどうしてもつくっていかないといけないのかどうかという、それをお聞きしたいんですけど。

○水道部下水道課長　こちらのほうの経営戦略のほうにつきましては、国のほうから平成32年度までに策定するよということと通知がございましたので、今の掛布委員の御質問もあります、料金改定のほうも当然視野にも入ってくることはなろうかと思えます。その上で事業をどこまでやっていくかということも当然投資効果とかそういうものも踏まえる必要性がございます。

そういった中で、こちらのほうで策定してしまったものが全てということではなくて、国のほうとしては5年をめどにローリングをしていく、見直しを行っていく必要があるというふうに考えているものでございますので、今現在では時期尚早だというお話はごもっともな話ではございますが、そういった意味でまずこちらの経営戦略をつくっていく上でそういった議論も今後また何回かにわたって見直しも考えていく必要があるんじゃないかなと考えております。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○掛布委員　59ページのところに工事請負費があって、この前の12月定例会で出た問題の平成31年度末までに工事を完了しないといけないという厚生病院の周辺の高屋地区一帯のすごい下水道工事を一遍にやるぞという、それがちょうど請負契約が総務委員会の担当なんですけれども、3本出ていて、2

年継続で4社とか5社の企業体で3つに分けてやられているんですけど、よく見るとあっちの企業体にも入っていて、こっちにも入っているとダブって入っているところもあって、本当に平成31年度末までに……。

- 水道部下水道課長 入っていないです。
- 掛布委員 入っていないですか。
- 水道部下水道課長 変更のほうと来年度のやつと。
- 掛布委員 私が間違っていますか。ダブっていない。
- 水道部下水道課長 ダブっていないです。
- 掛布委員 じゃあいいです。

平成31年度までに本当にいけるのかなというのと、いわゆる舗装復旧まで平成31年度末までにやらないといけないわけですかね、これは。

- 水道部下水道課長 平成31年度につきましては、仮舗装まででおさめたいと思います。部分的に地元の要望等で舗装復旧の要望を受ければ、そういったところも加味していきますが、基本的には当該年度の管を埋設したところは仮舗装まででおさめていただきまして、翌年度本舗装のほうを考えておりますので、よろしく願いいたします。
- 委員長 ほかに質疑はありませんですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後3時24分 休憩

午後3時24分 開議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第31号を採決します。
本案を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号 平成31年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算

○委員長 続いて、議案第32号 平成31年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○都市計画課統括幹 議案書の191ページ、平成31年議案第32号 平成31年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算でございます。

所管は都市計画課でございます。特別会計予算書のほうのページで申しますと72ページでございます。

平成31年度江南市特別会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算につきましては73ページ、74ページ、また歳入歳出予算事項別明細書、総括につきましては75ページから77ページに掲げております。

歳入につきましては、78ページ、79ページの上段に、1款1項1目1節総務管理使用料、その下、2項1目1節総務管理手数料、その下、2款1項1目1節土地建物貸付収入、その下、3款1項1目1節一般会計繰入金、その下、4款1項1目1節繰越金、その下、5款1項1目1節預金利子、ページをはねていただきまして、80ページ、81ページの上段に2項1目1節雑入を掲げております。

歳出につきましては、ページをはねていただきまして82ページから85ページ上段に1款1項1目総務管理費を、84ページ、85ページ中段に2款1項1目土地区画整理事業費を掲げております。

内容につきましては、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

なお、86ページから91ページに給与費明細書を掲げております。

補足して説明することはございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 濟みません。歳出はほとんど職員の方の人件費で、その分を一般会計から繰り入れているということで、実質事業をやっているような予算ではないわけですが、一応この土地区画整理事業そのものが鉄高が終わってから3年後までで終結とかいうことで、何年か前に事業計画の変更というのをやられたと思うんですけど、その後また何か鉄高がおくれて、さらにそこからまたおくれますよという事業計画の変更というのを出さないと、本来だったら作り直して出さないといけないんじゃないかなあと思うんですけど、それはやらなくてもよろしいんですか。

○都市計画課統括幹 今、委員御指摘いただきましたとおり、今現在が平成31年度の鉄高の完成を目指しておりました。その3年後ぐらいを区画整理の完了の時期ということで、今は事業計画がございます。御指摘のとおり平成33年度に鉄道高架ということで伸びましたので、その高架に合わせてその後また3年ぐらいの時期が必要ということで、区画整理の事業計画の変更も今後必要かと考えております。

○掛布委員 そうすると、以前の変更事業計画のときは大体大半終わってきているので精査して、たしか83億円、ちょっと事業費が減って83億円だということで、あとどれだけ残っているぞというのが出たんですけども、そういった、またおくれることによってふえていく部分というのは出てくるのでしょうか。

依然として全然歳入として入っていない、名鉄が払うべき負担金というのはどうなっているのでしょうか。

○都市計画課統括幹 83億円の事業費というのが、職員の人件費というのが入っておりませんので、歳出に関しては今後予定されております換地の処分の業務とか精算金の事務とかというのが延びるということで後ろにずれていくということで、お金の予定は今のところ変更はないかと考えております。

あと、鉄道の負担金に関しましても、なかなか難しいという回答はいただいておりますが、鉄道事業者へは今後も理解を求めて協議していきたいと考えております。

○掛布委員 そうすると、あと、いわゆる布袋駅西地区で残っている事業という、区画整理事業の中でやる事業、そして区画整理事業からなぜか外れた

けど整備しなきゃいけない道路とか公園とかあると思うんですけど、それはどういふのがあるか、ちょっと説明していただけたらと思うんですけど。

- 都市計画課統括幹 区画整理の区域の中で整備をしなければいけないというのが、今まさに高架の関係で仮線で使っております区画道路の整備が残っています。それにあわせて地区内に特殊道路というのがございます。それが主な整備として残っておるもので、あと事務の完了に向けての町名町界の変更とか、換地計画の作成、道路が整備されましたら画地確定の測量業務とかを行ってまいりたいと考えております。

あと、公園、駅前広場、歩行者専用道路というのが、区画整理から抜けた形で今計画を進めようとしております。それも鉄道高架の完成に合わせて各施設を整備してまいりたいと考えております。

- 掛布委員 私は途中から加わっているのですが、長らくずっと続いてきている経緯が途中からしかわからないんですけども、この区画整理事業としてやり始めたのに、途中で区画整理事業の外に出したという、公園とか広場とか、いわゆる歩行者用の道路の整備とか、それは何で区画整理事業の外に出したんですかね。結局みんな一般会計でやっているのは一緒だと思うんですけど。

- 都市計画課統括幹 まず、公園に関しましては、当初から公園は外回りだけで中の施設は入っておりませんでした。まず、公園の計画に関しましては。

あと、駅前広場とか歩行者専用道路に関しましては、区画整理の中での交付金というのがちょっといただけない状況になってきましたので、今、布袋駅の西側で計画しております都市再生整備計画等、その中で交付金を活用して進めていきたいと考えております。

- 掛布委員 そうすると、ほとんど何も今のところ事業が載っていない特別会計を毎年毎年見ているんですけど、やっぱりこういう特別会計というのは最後の3年後のところにどどっと出てくるので、こういう特会の形で残していくという必要はあるわけなんですね。

- 都市計画課統括幹 まさに特別会計にして、いわゆる事業完了までのお金を区別するという事で、完了するまで特別会計を続けていきたいと考えております。

区画整理の審議会等も今後進めていくに当たって、審議会、評価委員会もありますので、こちらに事業の形をお願いしたいと思います。

○委員長 他に質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結します。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 36 分 休 憩

午後 3 時 36 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第32号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号 平成31年度江南市水道事業会計予算

○委員長 続いて、議案第35号 平成31年度江南市水道事業会計予算を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 それでは、議案書194ページ、議案第35号 平成31年度江南市水道事業会計予算について御説明させていただきます。

特別会計、水道事業会計予算書及び予算説明書の144ページ、145ページをお願いいたします。

予算といたしまして、平成31年度における業務の予定量並びにこれに関する収入及び支出の大綱を定めております。

予算に関する説明書といたしまして148ページから171ページに予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、継続費に関する調書、

平成31年度の予定貸借対照表並びに平成30年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を掲げております。

172、173ページをお願いいたします。

予算の事項別明細書といたしまして、収益的収入につきましては1款1項1目1節水道料金から、174ページ、175ページ、3項2目1節期間外利益までを掲げております。

収益的支出につきましては、176ページ、177ページ、1款1項1目原水及び浄水費から、190ページ、191ページ、4項1目予備費までを掲げております。

資本的収入につきましては、192ページ、193ページ、1款1項1目1節企業債から4項1目1節分担金までを掲げております。

資本的支出につきましては、194ページ、195ページ、1款1項1目事務費から、198ページ、199ページ、3項1目予備費までを掲げております。

内容につきましては、説明欄をごらんいただきたいと存じます。

なお、平成31年度当初予算説明資料の10ページ及び60ページから75ページに位置図などを掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけお聞きしたいと思います。

197ページの2目水道建設改良費の中の事業、施設維持管理事業、水源施設更新及び耐震化工事事業の中で工事請負費として非常に高額な1億2,000万円ぐらいの工賃があるんですけども、上奈良水源ポンプ場の更新と耐震工事費ということで、これはよくわからないんですけども、全部取りかえてしまうものなのか、当然そうだと思うんですけども、それとほかにもこういう工事をやられるポンプ場があるのか、既にやられたのか、その辺の計画というのをちょっと教えてほしいんですけど。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長　上奈良水源ポンプ場の更新工事につきましては、ポンプ場の建物及び配水池全て工事のほうは行います。それから、ほかの水源の今後の計画につきましては、もともと

この工事につきましては平成25年度に行いました水道事業の変更認可におきまして、上奈良水源と布袋東部第2水源のほうが予備水源から本水源に見直されています。その関係で、今年度は布袋東部第2水源のほうの工事を実施しておりまして、来年度上奈良水源ポンプ場のほうの工事を行う予定です。あと、ほかの水源につきましては、更新の計画はございません。

○委員長 他に質疑はありませんか。

○掛布委員 説明資料の75ページのところに給水原価等の比較というのがあって、前年度との比較で一番最後のところを見ますと、供給単価、給水原価があるんですけど、供給単価が若干平成31年度は前年度よりも下がっているのに対して、給水原価が上がっているという。これはどういう理由から、わずかなことですがけれども、何が原因でこういうことが起きているのかなあとこののを説明していただきたい。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 給水収益が減少し、供給単価が上昇する理由につきましては、現在、江南市の水道料金は逓増制の料金体制をとっております。その中で、工場などの大口使用者が減ったり、あと節水機器の普及、あと市民の方の節水意識の高揚が高まりましたことにより、給水収益が減っておりますので、その関係で給水収益が減って供給単価のほうが増しております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員 何度もお聞きしているんですけども、本会議でも何回か質問をしているんですけども、いわゆる経営戦略で料金の改定がそのうちに出てくると思うんですけども、現時点でも本当に江南団地の水道料金と一般の江南市水道の料金が余りにも違い過ぎていて、私も初めてこの前計算してみたら、やっぱり5倍は違う、江南団地が安いんですね、5分の1ですね。

それでもって、これから江南市の水道に加入しているほうが上がっていくということになると、もう本当に物すごい価格の落差があって、本当に江南団地の方がほとんど永久に江南市水道に入ってきてもらえなくなるおそれがあると思うんですね。江南団地のほうが安くやられているのは、本当に投資の部分は全部URのほうが持っていて、本当の維持管理だけの基本的な部分を水道料金で賄っているという、そういうとても有利な条件下ではあると思

うんですけれども、江南市の水道として、やはり江南団地に対してどうしていくのか、料金を値上げしないで江南団地も含めて一緒にやっていくということを真剣に考えないと、もう江南団地は江南市とは違う体系でこの先ずうっと行くんだと、下水道もあるんですけれども、下水道も本当に目の前まで引いていて江南団地だけ入っていただけないというのは、物すごい投資的に無駄な投資になってしまうので、やっぱり江南団地も下水道にも江南市水道にも入っていただけるようなことを真剣に考えていかないと、本当にこの後の見通しというのがつかなくなっていく、本当に厳しい状況になっていくなと思うものですから、何とか料金の値上げをおくらせるとかして、江南団地の加入というのを促していくことはできないのかなあと思うんですけど。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長　　URのほうとの統合につきましては、定期的にURの方と折衝はしています。今年度につきましても、ちょっと何月かは覚えていませんけど、暑い時期だったと思うんですが、URの方が配水場のほうにお越しになって、いろいろ統合といいますが、今後についての検討はしておるんですが、まだいろいろさまざまな問題がありまして、統合というところまで至っておりませんので、よろしくお願ひいたします。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後 3 時 48 分　　休　憩

午後 3 時 48 分　　開　議

○委員長　　議案第35号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。お疲れさまでございました。

長時間にわたり、付託されました諸案件は全て原案どおり可決され、ありがとうございました。

以上で建設産業委員会を閉会いたします。

午後 3 時49分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 安部政徳